

令和3年度

国の施策に関する提案書

令和2年7月

中国地方知事会

中国地方を取り巻く重要な課題や主要事業について、次のとおり提案いたしますので、令和3年度国庫予算編成及び施策の決定に当たり、格別の御理解・御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年7月

中国地方知事会

鳥取県知事	平 井	伸 治
島根県知事	丸 山	達 也
岡山県知事	伊原木	隆 太
広島県知事	湯 崎	英 彦
山口県知事	村 岡	嗣 政

目 次

〔重点提案〕

1	新型コロナウイルス感染症対策	1
2	大規模災害に備えた防災・減災対策等	7
3	東京一極集中是正と人づくりの推進	12
4	地方税財源の充実確保	17
5	地方創生の前提としての基盤整備	21
6	全世代型社会保障制度の実現	25
7	米軍機の飛行訓練への対策	29
8	参議院議員選挙における合区の解消	31

〔一般提案〕

1	経済・雇用対策の充実強化	32
2	地域農林水産業の振興	35
3	離島・中山間地域の総合対策の充実強化	41
4	地域情報化の推進	44
5	原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化	46
6	学校教育の充実等	49
7	環境保全対策の推進等	52
8	原子力発電の安全確保対策等と再生可能エネルギー政策の推進	58
9	次世代エネルギーへの取組の推進	63
10	竹島の領土権の早期確立等	65
11	日本海における漁業秩序の確立	67
12	岩国基地関連対策の推進・充実	69

〔重点提案〕

1 新型コロナウイルス感染症対策

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、文部科学省、観光庁)

【理 由】

日本国内で本年1月に新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されて以降都市部を中心に感染経路が明らかでない感染者が増え続けたことを踏まえ、国は、4月7日、改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を関東・近畿・九州圏の7都府県に発令した。また、同月16日には、対象を全国に拡大し、5月4日には、医療提供体制へのさらなる負荷が懸念されることから、緊急事態措置の期間を5月末まで延長した。

その後、全国的な新規感染者の減少や病床等の確保など、改善が見られたことから、5月14日に中国5県を含む39県で、21日には近畿3府県で、25日には北海道、首都圏4都県で緊急事態宣言が解除され、5月末を待たず全国的な解除に至った。

今後、有効な治療薬やワクチンが開発されるまでは、影響の長期化が予想されることから、引き続き感染防止対策を実施する必要があるとともに、社会経済活動の回復に努めなければならない。

中国地方知事会としても、こうした事実を重く受け止め、国と一致団結して対策に引き続き取り組む決意であるが、これら取組を進める上で、次の事項について国の対応を強く要請する。

【提 案】

1 地方財源の確保

新たに創設された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、柔軟な運用を認めるとともに、財政力に配慮した算定を行うこと。

また、今後の感染状況や経済状況等を踏まえ増額を行うとともに、令和3年度以降も両交付金を継続すること。

2 医療提供体制の充実強化

(1) 医療提供体制の確保

医療機関の人員確保や設備整備、軽症患者等が療養する宿泊施設の確保、患者の受入調整を行う調整本部の運営を迅速かつ円滑に行うため、今回の緊急経済対策で措置された交付金等について、感染状況の進展に応じ、必要な額を確保すること。

特に、医療機関においては、患者の受入に係る人員体制確保等の過大な負担、風評被害や院内感染対策による一般診療の縮小など、経営上の課題が指摘されて

いることから、入院病床の確保を強力に後押しするための十分な財政措置を講じること。

(2) 治療薬やワクチンの実用化

特例承認されたレムデシビルについて、国内への安定的な供給を働きかけるとともに、感染症指定医療機関等で臨床試験を行っているアビガン等の治療薬についても、早期の実用化を図ること。

また、感染の早期終息に向け、国主導の下、民間企業等とも連携して、特効薬やワクチンの早期開発及び供給体制の確立を実現すること。

(3) 必要とされる医療資材の確保

マスク、防護服、ゴーグル、手指消毒用エタノール等、必要とされる医療資材が施設等へ確実に提供されるよう、国が責任をもって調達し、供給すること。

また、感染拡大時にも安定的に確保できるよう、供給体制の抜本的な強化を図ること。

(4) 保健所の機能強化

積極的疫学調査や帰国者・接触者相談センターなど、感染拡大防止に重要な役割を担う保健所の体制強化に対して、さらなる財政的、技術的、人的支援を行うこと。

3 学校等教育分野への対応

(1) 進級・卒業要件及び大学受験等にかかる影響への対応

学校の臨時休業期間の長期化等を踏まえ、児童生徒の進級及び卒業要件等について、国の責任において速やかに明確な方針を示すこと。

また、高校生等の就職や進学に大きな影響を及ぼす国家資格等の資格試験の中止や延期が見受けられる中、資格試験が受けられないことによって、就職や進学に関して不利にならないよう、国において各試験団体、経済団体、大学等へ働きかけること。

(2) 学習機会の確保

義務教育課程における児童生徒1人1台の端末の配備等について、緊急経済対策で実施されることとなったが、児童生徒の学習機会を確保するため、確実に実施するとともに、学習支援コンテンツの充実や、家庭での学習に伴う通信料負担への補填措置も講じること。また、こうした措置の対象に高等学校及び特別支援学校高等部も含めること。特に、低所得によるタブレット不保持者向け貸出端末の提供等に対して、優先的に支援すること。

また、児童生徒の学習の遅れが生じないために、学校における、創意工夫をこらした学びの支援に必要な財源を確保すること。

加えて、地域の感染状況により学校休校の対応をした地域としていない地域において学習機会に差が生じないように、9月入学制など、幅広く議論を行うこと。

(3) 児童生徒等の心のケア

新型コロナウイルス感染症に起因する児童生徒及びその保護者に対するいじ

め、偏見、ストレス等に対応するスクールカウンセラーやいじめ相談の活動が十分に行えるよう、財政支援を拡充すること。

(4) 教育関係行事の延期・中止等に伴う負担への対応

学校の一斉臨時休業の要請に伴う修学旅行の中止や延期に係る追加的費用への支援が緊急経済対策で実施されることとなったが、国の要請を踏まえた全国一斉臨時休業に伴い延期・中止したものに限定せず、その後に実施を予定していた修学旅行も対象に含めるとともに、海外研修や校外研修についても対象とすること。また、すでにキャンセル料が発生している学校もあることから、早急に補填措置を講じること。

併せて、学校の臨時休業に伴い事業に影響を受ける学校給食関連業者やスクールバス・タクシー業者などの学校取引事業者に生ずる損失に対する十分な補填措置を講じること。

(5) 学校や社会教育施設等における感染症防止対策

緊急経済対策により、マスク等の衛生資材が学校等へ配布されることになったが、学校や社会教育施設等における感染症防止対策のため、非接触型体温計、アルコール消毒薬、マスク等を、国において安定的かつ優先的に供給するとともに、独自にそれらを調達した場合や消毒・洗浄作業、換気設備の整備を行った場合の経費について、十分な財政支援を行うこと。

また、児童生徒等の生活の場である寄宿舎の多くは、「3つの密」を避けることが困難な構造であるため、舎室の個室化、換気設備の整備、休養室の増設などの大規模改修に係る経費について、財政支援を行うこと。

加えて、特別支援学校のスクールバスでの感染リスク低減対策への支援について緊急経済対策で実施されることとなったが、児童生徒の密集状態を緩和するためのスクールバスの増便に係る経費について、早急に補填措置を講じるとともに、高等学校における鉄道通学時の過密状況を避けるためのスクールバスの運行も対象に含めること。

4 地方経済を支える中小企業等への支援強化

(1) 中堅企業・中小企業・小規模事業者等への支援の強化

中小企業・小規模事業者及び農林漁業者に対し、民間金融機関でも無利子・無担保の融資を受けることができる制度や再起の糧とするための持続化給付金制度、収入が大幅に減少した場合の県税徴収猶予制度等が緊急経済対策で創設されたが、事業の継続に不安を抱える事業者に新たな支援策が一刻も早く届くよう、制度の周知や申請手続の簡素化などを図ること。

併せて、中小企業等の収入が減少した事業者にとって、家賃や卸売市場の施設使用料、固定資産税などは固定費として大きな負担であり、特に売り上げ規模に対し、設備負担の大きな事業者等の事業継続の障壁となっていることから、業種や賃貸・所有を問わず影響を受ける事業者を対象に、固定費負担を軽減するための給付金などの支援制度を創設すること。

さらに影響の長期化による資金繰りの悪化も懸念され、地域経済の牽引役である中堅企業の破綻も想定される状況となってきていることから、中堅企業を含む企業の事業継続を維持するために、支援制度のさらなる拡充を講じること。

また、イベントの自粛等の影響を受ける文化芸術・スポーツ関係者等への支援策を講じること。

(2) 雇用調整助成金等による雇用維持に向けた対策の強化

助成率の引き上げ等、雇用調整助成金の特例措置が緊急経済対策でさらに拡大されたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響の拡大及び長期化も見込まれることから、労働者の雇用の維持と生活の安定を図るため、状況に応じてその他の各種助成金の特例措置も含めて、対象期間を延長するなど、さらなる特例を実施すること。

さらに、支援を必要とする者に一刻も早く現金を届けられるようにするため、休業に係る労使間協定の省略や添付書類の簡略化に係る特例措置の対象事業主を拡大すること。

加えて、事業者からの問い合わせに対して、円滑かつきめ細かに対応できるよう各労働局やハローワークにおける相談体制を強化するとともに、支援が必要な事業者に対して必要な情報が的確に届くよう、あらゆる手段を講じ制度をわかりやすく周知すること。

(3) 地域公共交通機関の維持・存続に向けた対策の実施

バス、鉄道、離島航路をはじめ甚大な影響が生じている地域公共交通機関の維持・存続に向けた対策を国において責任をもって早急に講じること。

(4) 観光産業・飲食業等への影響を踏まえた対策の実施

感染拡大で多大な影響を受ける観光産業・飲食業等を対象に、全国統一的な支援措置を講じること。官民一体型の消費喚起キャンペーン（Go To キャンペーン）については、事業の効果が特定の地域、特定の時期及び特定の業種に偏ることがなく、また、宿泊料割引など地方自治体が独自に取り組んでいる事業との相乗効果を発揮できるように実施すること。

さらに、今年の夏や秋で終了することなく、施策の効果を最大限発揮できるように適切な事業期間を設定し、予算が不足する場合は予備費を活用するなど、継続的な観光需要の喚起を図るとともに、令和3年度においても、引き続き、消費喚起に向けた施策や経営支援施策を実施すること。

(5) 規制緩和による強固なサプライチェーンの構築

国内回帰や多元化を通じた強固なサプライチェーンの構築のための財政支援が、緊急経済対策で実施されることとなったが、市町村のまちづくりの計画に即した地域における生産拠点の整備に際して農地法や都市計画法等の諸規制が制約とならないよう、例えば農村産業法の対象地域の人口要件を緩和して農地転用を可能とすることや、国庫補助事業の活用により市街化調整区域の開発許可を受けやすくすることなど、緊急経済対策の目的達成に資するような規制緩和を柔軟かつ早急に実施すること。

5 新しいビジネスモデルの積極的な推進

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、オンライン会議やテレワークが一気に進み、人々が働く場所から解放され、対面によらずに仕事ができるようになり、今後、

組織に所属せずプロジェクトごとにメンバーが集まるなどのギグエコノミーの一層の拡大が想定されることから、こうした変化に適応するための支援を行うこと。

(1) 新しい働き方様式に向けた取組の推進

時間や場所にとらわれず個々の能力を發揮できる働き方の実現や、この度の新型コロナウイルス感染症拡大などの危機事案発生時における企業の事業継続対策としても有効なテレワークやオンライン会議、さらに、オフィスの分散やサテライトオフィスの導入を促進するなど、働き方改革に向けた取組を一層推進すること。

(2) 新しいビジネス様式に向けた環境整備

ギグエコノミーや店舗のバーチャル化などの地理的制約を超えた新しいビジネス様式に対応するため、働き手の能力やスキルの向上支援などとともに、働き手と企業が対等に安心して仕事を進めていく上での環境を整備するために、これらに適応した契約や労働に係る法制度及び社会保障制度の在り方を検討すること。

(3) ベンチャー企業に対する積極的な支援

「新しい生活様式」「新しい働き方様式」「新しいビジネス様式」への対応に重要なイノベーションの創発を推進するため、ベンチャー企業に対し、ベンチャーキャピタルなどを通じた資金調達や人材確保に向けた取組など、引き続き積極的に支援を行うこと。

6 感染再拡大防止に向けた積極的戦略への転換と対策

(1) 緊急事態宣言解除後において、感染拡大の第2波、第3波が起こり、その度により自粛や休業要請を繰り返すことになれば、日本の経済の早期正常化の支障となることから、安全な医療体制を確保しながら、感染拡大防止と経済社会活動をバランスよく両立させるため、

- ・PCR検査等の大規模拡大など積極的感染拡大防止戦略への転換やそのための体制整備
- ・軽症者等の療養のためのホテル等の確保や重症者等の対応のための医療機能の増強
- ・積極的疫学調査を徹底するための人員体制増強や濃厚接触者追跡アプリの早期導入
- ・PCR検査や抗原・抗体検査の検査数と検査対象範囲の思い切った目標設定
- ・手術前の患者、妊婦に対するPCR検査の徹底等による院内感染防止対策などの対策を講じること。

(2) 今後の感染再拡大に備え、都道府県知事が地域の実情にあった感染対策を適宜、適切に実施できるよう、特別措置法に基づく施設使用制限等の「指示」に従わない場合の罰則を設けるほか、新型コロナウイルス感染症に係る保健所の積極的疫学調査や軽症者等の宿泊施設での療養、自宅での健康観察について、実効性を担保する感染症予防法上の特例措置等を早急に講じること。

7 偏見・差別意識の排除の推進

医療の最前線で治療にあたる医療従事者や感染者、また、その家族等に対する偏見や差別は決して許されるものではないことから、新型コロナウイルス感染症に関する正しい情報の迅速な提供に努め、人権教育を推進するとともに、風評被害の防止対策を講じること。

8 病児保育事業への支援

ひとり親家庭等にとって欠くことのできないセーフティネットである病児保育事業は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う利用者の大幅な減少により運営が非常に厳しい状況にあることから、子ども子育て支援交付金における利用児童数に応じた加算措置について、特例的に前年の実績を基に算定するなど、財政支援の充実に努めること。

〔重点提案〕

2 大規模災害に備えた防災・減災対策等

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、文部科学省、警察庁)

【理 由】

平成30年7月豪雨災害では、河川の氾濫や土砂災害等が広域・同時多発的に発生し、200人を超える多くの尊い人命が失われた。被災地では、多くの建物をはじめ、道路、河川、上下水道、ため池、鉄道、さらに農林水産業や商工業等にまで広範に被害が生じ、住民生活や経済活動に多大な影響を及ぼし、復旧・復興に向けては豪雨災害として過去に類を見ないほどの費用や時間が必要になると見込まれている。

また、昨年は台風第15号、第19号が立て続けに東日本を襲い、甚大な被害が極めて広い範囲で発生した。

中国地方としても、治水対策、土砂災害対策などハード対策に加えて、避難情報の伝達などソフト対策もまだまだ道半ばであることに、改めて強い危機感を覚えるものである。

近年、全国各地で大規模な災害が相次いでおり、これまでの自然災害に対する常識を大きく転換し、来るべき災害に万全の備えを講じていかななくてはならない。平成30年7月豪雨災害を経験した中国地方としても、災害からの早期の復旧・復興や、今後想定される災害においても十分に機能する計画的なハード整備に加え、地域防災力の向上に係るソフト対策など、幅広い対策を推進する必要があることから、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

【提 案】

1 被災者に対する支援制度の拡充

- (1) 被災者一人ひとりに寄り添った包括的な支援を中長期的に実施する「地域支え合いセンター」や「こころのケアチーム」などの「平成30年7月豪雨生活・生業再建支援パッケージ」で措置された被災者への総合的な支援については、現行の補助率を維持した上で、複数年にわたり継続的に実施すること。
- (2) 被災した児童生徒の心身の手厚いケアや児童生徒のおかれた環境の改善、また学習支援等のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充や学習サポート等を行う教育活動支援員等の配置、心理検査の実施について、補助率のかさ上げ等財政支援を拡充すること。

また、被災により就学困難となった児童生徒が安心して学校に通えるよう、学用品費等の支給や奨学金の貸与、通学手段の変更を余儀なくされた生徒に対する通学費の補助、学校法人等による授業料等の軽減などに対し、より一層の財政措置を講じること。

2 大規模災害からの復旧・復興に向けた地方財源等の確保

(1) 激甚災害制度による特別の財政支援について、より被災自治体の実情に即した制度とするため、標準税収入額に対する自治体負担額の下限基準を緩和し、当該緩和部分についても、被害規模に応じて段階的に補助率をかさ上げするなど、標準税収入額や被害規模の僅かな差で被災自治体への財政助成に大きな差が生じないようにすること。

また、局地激甚災害制度についても、公共土木施設等における標準税収入額50億円を超える自治体の指定基準及び農地等における災害復旧事業に要する経費の下限基準を見直すこと。

(2) 本格的な復旧・復興には多くの時間と経費が必要と見込まれることから、国庫補助の手厚い配分や補助率のかさ上げ、特別交付税の特例的な増額配分など、国において中長期的な財政支援を行うとともに、災害復旧事業及び災害関連予算の確保を行うこと。

(3) あらゆる災害の未然防止と発災後の迅速な対応のため、治水及び高潮・津波対策、液状化対策、ため池対策、流木対策や土砂災害対策等の必要なハード整備に対し、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業及び緊急自然災害防止対策事業が創設されたが、令和2年度で終了することから、令和3年度以降も必要な財源を安定的に確保し、これまで以上に強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるとともに、有利な地方債制度である緊急自然災害防止対策事業債を継続するなど、必要な財政措置を講じること。

また、災害復旧事業の実施にあたっては、原形復旧にとどまらず再度災害防止を目的とした改良復旧を行うことが有効であり、改良復旧事業の活用推進のため、被災規模の縮小や改良費の割合引上げ等の採択基準の緩和を行うこと。

(4) 防災・減災対策を着実に推進するため、緊急防災・減災事業債の恒久化、対象事業の更なる拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含め、確実な財源措置等を行うこと。

(5) 国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業」に位置付けられた災害拠点病院のライフライン設備（非常用自家発電設備、受水槽、給水設備、燃料タンク）整備に対する国庫補助制度について、各病院の設備強化が円滑かつ早期に進むよう補助率の嵩上げ等も含め必要な措置を講じること。

特に、膨大な容量が必要となる受水槽については、新たな土地の取得や賃借に係る費用に特段の財政措置を講じること。

(6) 国の基準に基づく再選定により、大幅に増加した防災重点ため池に対して、地方が行う防災・減災対策の取組に必要な予算を確保するとともに、ハザードマップ作成やため池の診断及び監視・保全活動などに対する定額助成を継続すること。また、農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づく地方公共団体の事務が円滑に進むよう地方財政措置に配慮するとともに、ため池の管理者が適切な管理ができるよう管理負担の軽減策を検討すること。

3 住民の主体的な避難を促す取組の推進

- (1) 住民に災害から命を守るための主体的な行動を促すため、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の指定後においても、実際の住民の危険回避行動につながる取組を国として強化するほか、地方自治体の取組への新たな支援制度を創設し、継続的な支援を行うこと。

「住民が取るべき行動」と「行動を住民に促す情報」を関連付ける警戒レベルの導入について、住民が理解できるようわかりやすく伝え、さらには住民の行動にしっかりとつながるよう、国においてもあらゆる広報手段を活用して周知するなど取組を徹底すること。

- (2) 住民の主体的な避難を促すため、市町村が負担している指定緊急避難場所・指定避難所の開設や運営費用について、継続的な財政支援制度を創設すること。

また、新型コロナウイルスのような猛威を振るう感染症の拡大時期に、大規模な自然災害によって自宅外への避難の必要が生じた場合でも、避難者が安全に過ごせるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を見直すとともに、マスクや間仕切りの調達・備蓄等、避難所における感染防止対策の充実について、市町村が実施する対策への技術的、財政的支援を講じること。

併せて、感染症流行時の避難所確保のため、ホテルなどの民間施設を臨時的避難所として確保するための費用に対する支援を検討すること。

- (3) 学校など避難所としての役割を担う施設については、バリアフリー化などの機能整備に加え、クーラーの設置やトイレの洋式化などの環境整備のための財政支援をより一層拡充すること。

- (4) 災害リスク情報を住宅購入者等に周知するため、市町村が作成したハザードマップを宅地建物取引業法における重要事項として位置付け、取引時の説明を義務づけられるよう法令の改正を行うこと。

4 総合的な治水・土砂災害対策の推進

- (1) 平成30年7月豪雨災害では多くの箇所では越水や堤防の決壊が発生するとともに、土砂・流木の流出による被害が発生していることを踏まえ、中小河川における治水安全度の再検証を行い、堤防の整備、河道掘削などの治水対策と、砂防えん堤や急傾斜地崩壊防止施設の整備などの土砂災害対策を迅速かつ強力に推進するとともに、ダム放流時も含めた安全対策を講じ、これらに必要な財政措置を講じること。また、既存ダムの洪水調節機能の強化にあたっては、利水者との合意形成を前提とし、ダムの構造や管理体制などの実態を踏まえながら進めるとともに、施設整備や管理者負担の軽減などの支援策についても検討すること。

- (2) 近年の多発する豪雨によって、甚大な土砂災害、山地災害を被った箇所では、地盤の緩み等により、より少ない降雨で土砂災害が発生する懸念があり、早期に災害の再発防止措置を講じる必要があるため、被災地で現在進めている砂防・治山事業などの土砂災害対策が早期に完了し、安全性が向上するよう特段の配慮をすること。

5 道路・港湾・空港・上下水道施設等の防災対策の推進

大規模災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実にを行うために必要不可欠な道路、港湾、空港等の交通インフラや、住民生活や社会経済活動に重要なライフラインである上下水道施設について、耐震化や土砂災害等防止対策、被災後の早期復旧を推進する地方の取組を支援すること。

6 社会資本の適正な維持管理の推進

国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐため、既存施設の維持管理・修繕・更新を適切かつ確実に進めることができるよう、補助及び交付金制度の要件緩和や国費率の嵩上げなど、地方等への財政支援の拡充により社会資本の適正な維持管理を推進・強化する地方の取組を支援するとともに、確実な財源確保を行い、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し地方の実情に即したものとすること。

また、維持管理・修繕・更新に関する技術開発の推進や技術者の育成など、社会インフラの老朽化対策を着実に推進すること。

さらに、道路の落石対策等の安全確保対策に積極的な支援を行うこと。

併せて、下水道については、令和2年度から管渠の単純な改築に対する支援が順次廃止されるとともに、令和3年度以降は機能向上を伴う改築に対する支援の縮減という見通しが国から示されているが、下水道施設は極めて公共性が高い役割を担っていること等を踏まえ、引き続き、老朽化対策への国庫補助制度による適切な財政支援を行うこと。

7 サプライチェーンの複線化に向けた支援

災害等によりサプライチェーンが毀損した企業はもとよりその他の企業においても、新たな取引先の確保などサプライチェーンの複線化・再構築に向けた取組や、BCPの見直しを行う取組に対し、さらなる支援を行うこと。

8 災害応急体制への支援

- (1) 近年の気候変動に伴う自然災害の増加の実態を踏まえ、今後起こりうる災害への対処能力を高め、災害警備活動を強化するため、必要な装備資機材の整備充実を図ること。
- (2) 消防防災ヘリコプターの運航体制を強化し、2人操縦体制による安全運航が求められているが、操縦士が不足しており確保が困難な状況であるため、国においても航空業界等に対して積極的に操縦士の増員を働き掛けるなど、技量・経験のある操縦士の育成・確保の対策を講じるとともに、地方自治体において2人操縦体制を構築するための財政支援を行うこと。

9 大規模災害時における広域支援・受援体制と被災地支援方策の確立

- (1) 「被災市区町村応援職員確保システム」に係る対口支援や災害マネジメント総括支援員の派遣等について、平成30年7月豪雨災害等における運用実績を踏まえ、広域応援・受援体制の更なる充実を図ること。
また、「復旧・復興技術支援職員確保システム」による災害復旧事業への支援

制度が創設されたが、土木技師、農林技師等とともに、被災地においては、被災者への福祉・保健分野でのきめ細やかな支援を行うために、保健師等の専門職員も必要と見込まれることから、全国知事会、全国市長会、全国町村会と連携し、被災県及び被災市町村が必要とする専門職員を中長期的に派遣するために必要な措置を拡充すること。

さらに、応援職員については、災害対策基本法等により、その費用は原則被災団体の負担となっていることから、被災団体への特別交付税措置を行うなど、職員派遣や受入などに要した経費について、応援・受援団体双方に負担が生じないよう必要な措置を講じること。

- (2) 大規模災害時における被災地の支援については、国・自治体・民間事業者等の基本的な役割分担に基づき、連携して迅速かつ的確に実施することができるよう、国において制度を検討・創設すること。特に、被災者一人ひとりに寄り添い、個々の事情に応じた生活復興プランを地域のNPO法人や専門家（弁護士、建築士、ファイナンシャルプランナー等）等と協力して策定し、専門家等によるチームで支援を行う「災害ケースマネジメント」が、被災者の生活復興に大きな効果があることから、この支援について国において制度化すること。

〔重点提案〕

3 東京一極集中是正と人づくりの推進

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、文部科学省、観光庁)

【理 由】

我が国では、本格的な人口減少社会に突入し、特に地方においては、出生数の減少に加え、若年層を中心とする人口流出によって、人口減少が急速に進行している中で、我が国の持続的な発展と競争力の強化のためには、「東京一極集中の是正」という日本全体の構造的な課題解決や、人材への投資による人づくりを進め、一人ひとりが「輝く」地域社会を創造していかなくてはならない。

過度な東京一極集中は、単に地方の人口減少の問題というだけではなく、東京を中心とした経済成長の限界を生じさせるとともに、日本が持続的に発展していくために必要な「新たな価値の創造（イノベーション）」を阻害しており、日本全体の社会経済が、活力と競争力を維持していくためにも、必ず是正しなければならない問題である。

このような中、国は、第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき取組を進めてきたが、東京圏への転入超過数は、2019年には約15万人と取組開始前の2013年と比較して1.5倍に拡大しており、第1期の検証においても、「施策効果が十分に発現するまでには至っていない」と評価されている。

こうした状況を踏まえ、第2期総合戦略では、「関係人口」の創出・拡大といった新たな取組を盛り込み、「2024年度に地方と東京圏との転入・転出を均衡させる」という目標を堅持して、政府関係機関・研究機関の地方移転や企業の地方拠点強化などによる地方への移住・定着の推進に取り組むこととしているところである。

また、人づくりを進める上では、特に、乳幼児期における教育・保育の質的向上と量的拡大や、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう支援策を一層強化・充実していく必要があるとともに、男女ともに働きやすく、多様な人材がその個性と能力を発揮できる環境づくりを進め、すべての人が仕事に生きがいを持ち、暮らしを楽しむことができる社会を創出していかなくてはならない。

こうした状況に加えて、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、国内はもとより世界的な需要減退によって、売上・販売が落ち込み、これに連鎖して生産が落ち込むなど、世界経済は戦後最大とも言うべき危機に直面している。

また、国内においては、政治・経済・文化・観光・スポーツなどの中核施設が過度に集積する東京一極集中の脆さが、新型コロナウイルス感染症拡大に際し、浮き彫りになっており、危機管理の面からもリスク分散が改めて認識された。この国難とも言える状況を打破するためには、より一層東京一極集中の是正や人づくりの推進を図っていく必要があり、中国地方知事会は、引き続き、国と一丸となって全力で取組を進める決意である。

については、速やかに次の措置を講じることを強く要望する。

【提 案】

1 過度な東京一極集中を是正するために

(1) 企業の地方分散

企業の地方移転促進実現のため、企業等の地方移転に向けた具体的なK P Iを設定するなど適切に進捗管理を行い、効果が発現していない施策については迅速に見直すなどの措置を講じるとともに、

- ・集中移転期間を設定の上、東京圏から地方へ本社機能を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金制度を創設すること。
- ・地方への本社機能移転をより一層促進するため、地方拠点強化税制のさらなる拡充を図るとともに、大都市と地方の法人税に差を設けるなど思い切った税制措置を講じること。
- ・東京圏から地方へ移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
- ・企業のみではなく、移転を共にする従業員に対しての移住支援制度を創設すること。
- ・そのほか、地方移転のインセンティブが働くよう、大胆かつ積極的な取組を立案し、東京一極集中の解消に効果的な対策を講ずること。

(2) 大学の「東京一極集中」の是正と実現

大学への進学や就職をきっかけとした若者の人口流出に歯止めをかけるため、

- ・地方大学の振興や若者の雇用創出につながる地方の取組に対する支援を充実すること。
- ・大都市に集中している大学・研究施設の地方移転を重点的に進めること。
- ・企業と大学等の壁を越えて、卓越した人材が活躍できるクロスアポイント制度や教員へのインセンティブ制度の導入によって産学連携を推進し、地方大学の魅力向上を推進すること。

(3) 「地方」への移住・定住、「関係人口」の創出・拡大

過度な東京一極集中の是正を図り、地方への移住・定住を進めるため、

- ・東京圏から地方への具体的な移住促進計画等を国が自ら率先して策定し、着実に実行するよう取り組むこと。
- ・地方で暮らすことに対する若者の意識改革に向け、高校生の地方留学制度の創設など、若者が地方生活を体験する取組を進めること。
- ・マスメディア等の活用により、地方志向へと価値観を大転換するような気運醸成を積極的に進めること。
- ・副業・兼業により地域貢献等を望む都市部人材の地方への還流を拡大するため、都市部人材と地方企業とのマッチングの強化や受け入れ企業等の機運醸成、出し手側企業へのインセンティブ付与など、効果的な仕組みづくりを進めるとともに、副業・兼業人材の労働時間・健康管理等の制度整備にも努めること。

(4) 地方分権改革の推進

地方分権一括法の成立から20年を超えるこれまでの取組により、地方分権改革は着実に進展してきたが、未だ残された課題も多く、真の地方創生に向けて、地方が創意工夫しながら自らの発想で独自の施策が講じられるよう、

- ・憲法改正に向けた議論を行う場合には、地方分権改革の実現を見据えた議論を行うこと。
- ・国の事務を、国家としての存立に関する役割などに限定した形で国と地方の役割分担を抜本的に見直し、権限の移譲や地方分権の推進基盤たる地方税財源の充実、税源の偏在是正をさらに推し進めること。
- ・制度的な課題として、「従うべき基準」が依然として存在していることに加え、補助金交付の前提として計画策定を求められたり、努力義務にも関わらず計画策定状況を国が公表する例など、実質的な義務付け・枠付けが新たな法令の制定のたびに増加していることや、法令の過剰・過密により地方の自主的な判断が抑制されている状況などを踏まえ、「従うべき基準」の撤廃や法律と条例の効力の関係（立法における分権）など自治立法のあり方について、多様な論点から議論を行うこと。
- ・国から地方への権限移譲や地方に対する義務付け・枠付けの見直しについて、全国一律による対応を基本としつつ、「ハローワーク特区」のように実証実験的な権限移譲等を認めることとし、例えば広域連合の活用など、「地方分権改革特区」の導入を大胆に推進すること。
- ・国と地方が互いに協力して政策課題に対応していく観点から、協議の質を充実させるため、「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置するなど、立法プロセスにおける地方の意見を反映する仕組みを構築すること。

(5) 全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

首都圏への人口集中や地方創生の課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠であるが、現在、それを悉皆で把握するための全国統一的な調査が行われていない。

全国的な人口の移動理由について分析するため、「転入届」「転出届」等に、「移動理由」や「UI ターンの状態」等の調査項目を追加できるよう「住民基本台帳法」を改正し、全国統一的な調査の実施をすること。

2 地方創生の取組を推進するために

(1) デジタルトランスフォーメーションが切り拓く未来

デジタル技術やデータの利活用により社会課題の解決と経済発展の両立を実現し、地域社会をより便利で快適に、豊かに変えるデジタルトランスフォーメーションを推進するため、

- ・中小企業・小規模事業者や農林漁業者がデジタル技術等を導入する意識付けや円滑な導入ができるよう、情報発信や人的・財政的な支援の強化を図ること。
- ・世界に先駆けて未来の生活を先行実現するためのスーパーシティ構想や、イノベーションが世界中で予測困難なスピードと経路で進化するに当たっての試行錯誤を許容する地域型の規制サンドボックス制度を早期に実現すること。
- ・デジタル技術等に精通した人材やデジタル技術を活用してイノベーションを創出できる人材等の育成、また、誰もが不安なくデジタル技術データを活用でき

るようにするリテラシー教育を重要政策に位置づけ、E d T e c h コンテンツやS T E A M学習の機会創出により裾野を広げていくとともに、A Iやプログラミングなどについて「専門性の民主化」を進め、バックグラウンドに関わらず多様な人材が専門知識を入手するハードルを下げるなど、人材育成の環境整備を促進すること。また、地方での確保が難しいマネジメント層やエンジニア等について、都市から地方へ環流を促す仕組みを創設すること。

- ・光ファイバ網の未整備地域の早期解消、公設光ファイバ網の維持管理・更新への支援の充実、都市部のみならず、条件不利地域を含む地方における、通信事業者による5Gの早期整備を促進すること。
- ・光ファイバなどのブロードバンド及び5Gをユニバーサルサービスの対象とするよう制度の見直しを図ること。
- ・I o T機器の脆弱性に係る対策はもとより、セキュリティ対策の調査・研究を促進し、Society5.0時代に向けたサイバーセキュリティの確保に努めること。

(2) 訪日外国人旅行者の受入促進

訪日外国人旅行者を全国各地に誘導できるよう、

- ・地方空港における国際定期路線の運休・減便の状況に鑑み、路線の維持に向け必要な支援を実施すること。また、感染症の拡大が収束した段階においては、インバウンド需要の回復に向けて、着陸料の減免やグランドハンドリングに係る費用への補助など、路線の回復に必要な支援を行うこと。
- ・国際観光旅客税について、自由度の高い財源としてDMOを含む地方の観光振興施策に充当できるよう、その仕組みの検討を早期に進め、税収の一定割合を地方に配分すること。
- ・「広域連携DMO」が、将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう、現行制度に加え、地域再生エリアマネジメント負担金制度において、観光地経営の権限と財源を確保できるよう制度を改正すること。

(3) 暖冬による観光産業への支援

昨年に続き今冬の記録的な暖冬による雪不足により、スキー場及び関連観光産業は大きな影響を受けており、今後のスキー場離れも懸念されることから、暖冬等の気象要因に関わらず、年間を通じたスキー場等への観光誘客につなげるための地域の自主的な取組への支援策を構築するとともに、令和3年3月31日で終了する予定の、索道事業を営むスキー場でのゲレンデ整備に使用する圧雪車、降雪機に係る軽油引取税の課税免除の特例措置を延長すること。

(4) 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が平成12年に施行されてからこの間、国では、指定要件の緩和、過疎債のソフト事業への充当、ハード事業の対象拡大、ソフト事業の発行限度額の拡大、課税免除措置の拡充など、過疎地域の実情に沿った対策が実施されてきた。

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を背景として、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供などの重要な役割を担っており、今後、国全体が本格的な人口減少社会を迎える中であっても、将来に引き継いでいく必要がある。

現行法が令和2年度末に期限を迎えることから、過疎地域の振興と持続可能な地域社会の実現が図られるよう、地域ならではの価値を活かす視点を取り入れた新たな法を制定し、引き続き総合的な対策を講じること。

3 人づくりを推進するために

(1) 地方の教育の魅力向上・充実

① 乳幼児教育段階

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成や小学校以降の教育の基盤を培う重要な時期であり、乳幼児期における語彙数や幼児期に身に付けた非認知的能力が、その後の学力や生活に大きな影響を与えるという研究成果等もあることを踏まえ、

- ・乳幼児期の教育・保育の質を確保するため、教員・保育士等の資質や能力を向上させる研修機会の充実等に対する支援策を講じること。
- ・子どもとの関わり方についての助言など家庭教育への支援を充実すること。

② 初等中等教育段階

次代を担うすべての子供たちが、生まれ育った環境によって左右されることなく、健やかに育ち、夢や希望、高い倫理観や豊かな人間性を持ち、意欲にあふれ自立した若者へと成長し、誰もが充実した生活を送ることができるようにするため、

- ・生活困窮家庭やひとり親の子供に対する適切な学習支援など放課後等における学習の場の充実や地域と学校との連携・協働の強化を図ること。

(2) デジタル社会に対応した人材育成等の環境整備

「GIGAスクール構想の実現」に向けて、安定した環境下でのオンライン授業を推進するために校内通信ネットワーク整備に係る十分な財政措置を講ずるとともに、高等学校等の生徒1人1台端末の整備についても補助の対象とすること。

(3) 女性活躍推進のための男性育休取得促進について

女性の活躍には、男性の育児・家事参画が欠かせないが、2018年度の男性の育児休業取得率は6.16%に留まっており、2020年度の目標値である13%の半分にも及んでいない。

よって、令和元年12月に策定された「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる男性の育児休業取得率30%（2025年）の目標達成に向け、

- ・男性の育児休業の分割取得制度の導入、育児休業給付金に係る手続の改善等、男性従業員が育児休業を取得しやすい制度の整備を図ること。
- ・両立支援等助成金（出生時両立支援コース）の要件緩和等による企業の取組支援の充実、イクボスの取組の推進や働き方改革による誰もが働きやすい職場環境づくりの啓発を通じて、企業に対する男性の育児休業取得促進に向けた対策を強化すること。
- ・誰もが仕事と暮らしを両立できる環境整備が図られ、多様な人材が活躍できるよう、社会全体における固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組を進めること。

〔重点提案〕

4 地方税財源の充実確保

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省)

【理 由】

令和2年度の地方財政計画においては、地方税が増収となる中で、地方交付税総額は、東日本大震災関係分を別枠で整理した上で、前年度を0.4兆円上回る16.6兆円が、地方一般財源総額は、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、前年度を0.7兆円上回る63.4兆円が確保された。

一方、臨時財政対策債については、国において可能な手段を最大限活用して発行抑制を図り、前年度に比べて0.1兆円減となったものの、今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれる中、地方財政制度の構造的な問題の解消に向けた抜本的な対策が講じられていない。また、地方の歳出の大半は、法令等により義務付けられた経費や、補助事業であり、これまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分等については、国に先行した地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。

さらに、近年、地方全体として基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論や、地方自治体ごとに異なる状況を踏まえ地方の財源を圧縮すべきとするような議論があるが全く不適當である。また、国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化につなげるため、地方財政についても国の取組と基調を合わせて歳出改革等に取り組むこととされており、今後地方歳出の抑制圧力が高まることが懸念される。

こうした状況に加え、新型コロナウイルスの影響による経済の下振れやそれに伴う地方の税財源の大幅な減少が懸念される。地方公共団体においては、自らもさらなる歳出削減に努めながら、国と連携・協力し、新型コロナウイルスの次なる波に備えた医療体制の充実や地域経済の回復に向けた中長期的な対策を進めるとともに、地域の活性化、雇用の確保、介護・子育て支援の充実、教育振興等の地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいかなければならない。

については、地方創生に資する取組を地方が主体的かつ強力で推進するための国と地方を通じた税財政制度の確立に向けて、次の事項について強く要請する。

【提 案】

1 地方財政の充実強化

- (1) 地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策や防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな施策を実施するためには、その基盤となる地方税財政の安定を図ることが必要である。地方の創生なくして日本の創生はないということを踏まえ、新型コロナウイルスの影響で疲弊した地域経済の立て直しを図るためにも、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増をはじめとする、

地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すること。

近年、地方財政計画に計上される地方一般財源総額は増加しているものの、個別の団体ごとにみると、都市部の団体は地方財政計画と同様に一般財源が増加する一方で、財政力が弱い地方部の団体は一般財源が減少している現状がある。

特に、地方交付税については、地域間の財政力格差を是正するとともに、どの地域に住む住民にも一定の行政サービスを提供するために必要不可欠なものであり、「地方の固有財源」であることから、その総額を確保・充実するとともに、個々の団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、留保財源率のあり方の検討も含め財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。

さらに、地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、地方団体が効率的・効果的に行政運営を行うことは当然であるが、地方交付税はどの地域においても一定の行政サービスを提供するために標準的な経費を算定するものであるという本来のあり方を十分に踏まえた上で、地方の行財政改革の意欲を損ねることのないよう、それにより生み出された財源は必ず地方に還元するとともに、地理的要因や人口規模等によりスケールメリットが働かない地域の実情に配慮した措置を行うこと。

- (2) 国においては、地方の財政調整基金などの残高の増加を取り上げて、地方団体の基金残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的な配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論があるが、地方における近年の財政調整基金の増加は、国を大きく上回る行財政改革や歳出抑制の努力を行う中で、災害や税収の変動、社会保障関係費の増嵩や地方で特に進行している人口減少等に備えた財政運営の年度間調整の取組の現れである。また、地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限がなく、赤字地方債の発行も限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないことを十分踏まえるべきである。実際に、平成30年7月豪雨災害対応においては、多額の財政調整基金を取り崩さざるを得ず、基金残高が一瞬にして激減するとともに、引き続き最優先で取り組まなければならない被災者支援や復旧・復興事業に必要な財源の確保が大きな課題となっている。このように、大規模災害が起きた際の地域の実情も踏まえると、地方の基金残高の増加をもって地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できないものであり、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保すること。

- (3) 臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化する中、令和2年度は財源不足の縮小等により発行額が減少したものの、本来は地方交付税の法定率の引上げにより正すことが地方交付税法に規定されている。今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれ、構造的な問題の解決には至っていないことから、法定率の引上げによる地方交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消すること。

加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に別枠で積み上げること。

- (4) 地方が、その地域の実情に応じた地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくため、令和2年度の地方財政計画にも計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、これに係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを的確に反映すること。

また、国全体の人口減少問題の解決には、合計特殊出生率が低い都市部から出生率が高い地方部へ若年層を移すことが必要である。このため、地方部が地方創生の取組を十分に行えるように地方交付税を措置すること。

さらに、今後も、地方創生・人口減少克服に向けた地域の課題解決には、産官学金労言士の連携など、新たに策定された第2期「総合戦略」を踏まえた総合的な取組を継続的に実施する必要があることから、令和2年度当初予算において1,000億円が措置された地方創生推進交付金については、こうした施策を確実に展開できるよう、拡充・継続を図ること。その運用に当たっては、地域の実情を踏まえた課題解決に向けた取組を地方が自主的に実施できるよう、国の審査要件や用途の制約等の緩和を行うほか、手続を簡素化した上で、地方団体ごとの申請事業数や対象経費の制約などを大胆に排除すること。さらに、施設整備事業についても、ソフト施策と一体となって産業振興や地域活性化等に十分な効果が見込まれる場合には要件を大幅に緩和するなど、より自由度の高い内容となるよう、一層の制度拡充を図ること。

加えて、地方創生推進交付金に係る地方負担については、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

- (5) 近年の地方財政計画における歳出は、人口減少や少子化への対応、また高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や地域経済活性化・雇用対策に係る増分を、地方の給与関係費や投資的経費の削減、歳出特別枠により実質的に確保してきたと言える。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、景気の先行きに不透明感が高まる中、地方が責任をもって地域経済活性化等の取組を実施できるようにするため、都道府県分の地方交付税の算定に当たっては、これまで歳出特別枠（地域経済・雇用対策費）が担ってきた、財政力の弱い地方における地域経済活性化の取組を下支えする機能を引き続き確保する必要がある。

令和2年度地方財政計画において創設された「地域社会再生事業費」の算定に当たっては、個別の団体ごとに見ても確実に一般財源が増加するよう、「地域社会の持続可能性の確保」に取り組む必要性の高い地方部に重点的に配分するとともに、同事業費を令和3年度以降も継続すること。

- (6) 令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されたが、令和3年度には期末手当の在職期間別支給割合が100%となる者が相当数に及ぶこと、また、フルタイムで任用された職員への退職手当の支給などにより、財政需要のさらなる増加が見込まれることから、制度運用に必要となる財政需要については、引き続き地方財政措置を確実に講じること。

2 地方税制の改革の推進

- (1) 地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業など地方の増大する役割に対応するためには、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するとともに、税源移譲を含め、国と地方の税源配分の見直しを進めること。
- (2) 法人事業税の分割基準については、前回の見直し（平成17年度）から10年以上経過しており、より実態にあったものに見直すこと。特に、工場のロボット化・IT化の進展、持株会社・地域子会社化やフランチャイズ制の拡大等を踏まえ、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から、見直しを行うこと。
また、法人事業税の外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行う際は、地域経済や雇用への影響を踏まえて、中小法人への適用について慎重に検討すること。
- (3) ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、消防・救急など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応しており、その税収の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっているとともに、その7割は所在市町村に交付金として交付され、財源に乏しい中山間地域をはじめとする市町村の貴重な財源となっていること等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すること。

3 新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置の拡充

- (1) 新型コロナウイルス感染症は地域経済に大きな影響をもたらし、今年度の地方税収をはじめ歳入全体はかつてない大幅な減収となる恐れがあるため、地方消費税などの税目やその他の歳入について、減収補填債の対象とするなどの特例措置を設けること。
- (2) 令和3年度の地方財政計画の策定に当たっては、歳入・歳出の両面において、新型コロナウイルス感染症の影響を的確に反映し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確実に確保すること。
- (3) 新型コロナウイルスの感染者数の多寡にかかわらず、地域経済に甚大な影響が生じていることから、地方交付税の算定に当たっては、感染者数の多い都市部への配分等により、地方部へしわ寄せが及ばないようにすること。

〔重点提案〕

5 地方創生の前提としての基盤整備

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、国土交通省、環境省)

【理 由】

我が国が、少子化と人口減少を克服し、持続的な発展を遂げるためには、「人口急減・超高齢化」への流れを変えるための改革、とりわけ東京への一極集中傾向に歯止めをかけるとともに、子育て支援の強化・充実や女性の活躍促進などの総合的な政策推進が必要である。

また、地方において、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクを回避するには、国の地方創生の動きに呼応して、観光による地域産業の振興や企業の地方移転を推進し、雇用の場を確保するなど、地方への新しいひとの流れをつくる必要がある。

このためには、歴史・文化や自然、温泉、食などの豊かな観光資源等、中国地方の多様な地域資源を有効に活用した観光交流人口の拡大や安心して暮らせる地域づくりなど、地方創生を進め生産性向上に資するためのインフラの整備と機能強化、その前提となる安全性の確保及び地域間ネットワークの構築が不可欠である。

加えて、平成30年7月豪雨等では、中国地方の多くのインフラが被害を受け、観光、企業活動、住民生活に多大な影響を与えたため、強靱化や更なる基盤整備の促進の必要性を痛感させられたところである。

また、本年発生した新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、深刻な影響を受けている地域経済の回復には、観光振興をはじめとした経済活動の活性化が必要であり、交通基盤は社会経済活動の土台となることから、より一層の整備促進が求められる。

については、地方創生を力強く進める前提となる基盤整備を推進するため、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

【提 案】

1 高速道路ネットワークの早期整備

国の骨格を形成する高速道路は、経済社会の発展に不可欠な「地方創生の道」であり、現に、ここ数年の間に開通した高速道路の沿線では、企業進出や観光客数の増加、県境をまたいだ行政、経済界の連携など、新たな動きが生まれるなどの効果が現れている。

しかしながら、日本海国土軸の一部を構成する山陰道・山陰近畿道については、供用済区間が未だ半分程度に留まり、また、多くの未事業化区間があるなど、依然として高速道路ネットワークのミッシングリンクが多数存在している。このため、企業誘致や市場の拡大、観光の振興等、県境をまたいだ経済交流や連携を図る上でも大きなハンディキャップとなっている。また、平成30年7月豪雨においては、中国縦貫自動車道及び山陰道が、通行止めとなった山陽自動車道を補完し、広域交

通の機能を確保するなど、ネットワークの効果を発揮する役割を担ったところであるが、山陰道のミッシングリンク区間では、一般道の大渋滞が発生するなど交通の混乱が見られたことから、事前に高速道路のミッシングリンクが解消されていれば、より円滑な広域交通の確保が可能であったと考えられる。

については、国において、高速道路ネットワークのミッシングリンクの解消に向け、山陰道・山陰近畿道の事業中区間のより一層の整備促進と、米子・境港間の高速道路を含む未事業化区間の早期事業化を図ること。

さらに、暫定2車線区間については、高速道路ネットワークが本来有すべき安全性や定時性の確保とともに大規模災害時など防災上の観点から、4車線化を早期に実施すること。特に、2019年9月に公表された「高速道路における安全・安心基本計画」において「優先整備区間」とされた岡山米子線、山陰道、広島浜田線などの暫定2車線区間については、財源を確保した上で、早期に事業化すること。

さらに、現在整備中の付加車線の早期完成を図るとともに、既に4車線化等が事業化されている区間についても早期整備を図ること。

なお、4車線化等が行われるまでの間、安全・安心の確保を図るための緊急対策として、ワイヤロープによる上下線の分離等の有効な対策を早期に講ずること。

2 高速道路の利用促進

鉄道や航空路線などの高速交通網の整備の遅れている地域にとっては、既存の高速道路の利活用は都市とのネットワーク化に与える影響も大きいため、国際競争力の強化や地域活性化の観点から、円滑な物流の確保や交流人口の拡大による産業・観光の振興を図るため、スマートインターチェンジの整備や割引制度の拡充など、高速道路の利用を促進する施策を講ずること。

なお、利用促進施策の実施に当たっては、今後の高速道路整備や維持更新に支障を及ぼすことのないよう必要な財源を確保すること。

また、フェリー等の公共交通機関に影響を及ぼすおそれがある場合は、十分な対策を講ずること。

3 地域高規格道路等の整備促進

地域高規格道路や主要な国道・地方道は、大規模災害時における緊急輸送道路や迂回路としての役割を担うことはもとより、高速道路ネットワークと一体となって渋滞の解消や地域の交流・連携の強化を図り、物流の活性化や交流人口の拡大、広域的な交通拠点である空港・港湾等へのアクセス性の向上に資することから、その整備促進を図ること。

更に今後実施予定の「重要物流道路」の指定・整備にあたっては地域の意見を反映するとともに、重要物流道路の代替・補完路も含めて補助事業等による重点支援を行うこと。

4 道路整備予算の確保

新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、経済活動が停滞を余儀なくされている中、早急な景気の下支えが必要となっていることから、公共投資による需要の拡大を図るとともに、社会経済活動の土台となる交通基盤の整備促進と機能強化のため、必要となる道路整備予算の総額を確保すること。

また、より一層求められる過度な東京一極集中の是正に向け、政府関係機関や企

業本社機能の地方移転などを推進するためには、その基礎となる地方の基盤整備が重要であることから、高速道路ネットワークの早期整備や地域高規格道路等の整備促進のため、新たな財源を創設するとともに、整備が遅れている地方に予算を重点配分すること。

5 高速鉄道網の整備

災害に強い国土づくりを進めるとともに、鉄道機能をより発揮するため、北陸新幹線の今後の整備の進捗などもにらみ、山陰における新幹線も含む高速鉄道網の整備に向け、調査のための予算措置など具体的な取組を推進するとともに、並行在来線の取扱いを含めた地方負担のあり方を見直すこと。

6 地方鉄道の維持、高速化・快適化

地方鉄道の廃止は、当該地域の住民の日常生活や経済活動に大きな影響を与えることが懸念される。

このため、鉄道事業者の届出により事業廃止できる現行の鉄道事業法制度について検証し、地方創生の取組が進められている間などの特別な事情に配慮した措置を講ずること。

また、新型コロナウイルスの影響による乗客激減もあり、地方鉄道の維持を国の責任において支援するとともに、その活性化のため、地方鉄道の高速化、快適化に向けた国の助成制度の拡充を行うこと。

7 地方空港への航空路線網の維持・拡充

- (1) 首都圏をはじめとする大都市圏と地方との航空網の確保により、利便性と流動性を高め、観光振興や産業振興により地方経済の再生可能な環境を整備すること。
- (2) 今後さらなる増加が期待される訪日外国人旅行者の地方への周遊性を高めるため、大都市圏及び国際空港から地方への航空ネットワークを構築するとともに、地方空港における訪日外国人旅行者の受入環境の一層の充実を図ること。
- (3) 2030年訪日外国人旅行者数6000万人の目標達成には、引き続き、地方空港への誘客促進の取組が不可欠と考える。
については、2020年訪日外国人旅行者数4000万人の目標達成に向けて国が創設した訪日誘客支援空港の制度が、令和2（2020）年度末で終了することから、地方空港が取り組む航空路線網の拡充に対する支援としての着陸料やグランドハンドリング費用等への補助等を継続するとともに、対象空港を拡大すること。
- (4) 日韓情勢や新型コロナウイルスの感染拡大等、不安定な国際情勢を受け減便した路線の回復に向けた、地方空港の航空路線網の維持のための取組に対し、支援を行うこと。また、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束し、国際線が回復する段階においては、水際対策が重要となることから、地方空港における検疫体制の充実・強化を図ること。

8 港湾の整備促進等

- (1) 中国地方における産業の国際競争力強化に資する物流基盤の充実を図るため、

国際拠点港湾及び重要港湾の整備拡充を図るとともに、緊急かつ円滑に港湾整備を促進すること。

(2) 大型船舶による資源等の一括大量輸送を可能とすることで低廉かつ安定的な輸送を実現することにより、瀬戸内地域の産業全体の競争力強化、ひいては、我が国産業全体の底上げに資するため、国際バルク戦略港湾選定港の施設整備、国負担割合の嵩上げ及び諸規制の緩和等を、地方の意見や実情に十分配慮しながら計画的に推進するとともに、すべての国際バルク戦略港湾選定港を「特定貨物輸入拠点港湾」に指定し、支援措置の拡充を図ること。

(3) 北東アジアゲートウェイとしての役割を担う日本海側港湾の機能強化は、我が国の国際競争力の強化及び観光立国の実現に寄与することが期待され、特に日本海側における国内海上輸送網の整備は、中国地方の物流の効率化や瀬戸内地域のリダンダンシーの確保などが期待される。

については、中国地方の産業競争力の強化に大きな役割を果たす日本海側拠点港の機能充実・強化を図ること。

(4) クルーズ船の寄港は、インバウンドによる地域経済への大きな効果をもたらすことから、観光・交流の拠点としての港湾機能の強化が不可欠である。

については、クルーズ船の受入や港湾における観光・交流の拠点機能強化を図るため、港湾へのアクセスの充実強化とともに、ターミナル整備や旅客の円滑な受入のための環境整備等ハード・ソフト両面における取組を推進すること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で休止状態にあるクルーズの再開に向けて、今後のクルーズ客船受入に係る指針など、国としての方向性を示すこと。

9 ヒアリ等の対策の推進

(1) 毒性の強い特定外来生物のヒアリやアカカミアリ等の定着の防止に向け、国は関係省庁の連携により、通関の前後にとらわれず、侵入初期段階での立入検査を含む徹底防除及び拡散防止のための追跡調査等の対策について、主体的かつ積極的にこれを実施すること。

また、地方と連携した効果的かつ恒久的な体制を構築し、地方が実施する防除や拡散防止対策等について、必要な支援を継続して行うこと。

(2) 海外からの輸送中における調査や駆除など、国内の港湾等へ貨物を陸揚げする以前に防除措置を行う体制の整備をすること。

(3) 海外のヒアリ等の定着国のうち、日本との定期貨物航路等を有する国に対し、当該国内における防除対策及び貨物輸出の際の点検、駆除等の徹底について、強く要請すること。

〔重点提案〕

6 全世代型社会保障制度の実現

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、文部科学省)

【理 由】

国においては、全世代型社会保障検討会議を設置し、少子高齢化と同時にライフスタイルが多様となる中で、人生100年時代の到来を見据えながら、社会保障全般にわたる持続可能な改革の検討が進められている。

社会保障は、国の制度と地方における取組が一体となってサービスが提供されており、持続可能な社会保障制度の構築のためには、国と地方が信頼関係を保ち、それぞれの適切な役割分担の下で、互いに協力しながら取組を進めていかなければならない。

地方と方向性を共有し、地域の実情に応じた実効性のある施策が推進されるよう、次の事項について強く要請する。

【提 案】

1 地域医療の確保

(1) 厚生労働省は全国一律の基準による分析のみで、地域の個別事情を踏まえずに再編統合等の再検討を求める公立・公的医療機関等のリストを公表したが、地域医療構想の実現など地域医療の確保については、新型コロナウイルス対策に不可欠な医療提供体制を確立する上でも、個々の病院及び地域の個別事情を十分踏まえて慎重に検討しなければならない。このため、地域医療構想に基づく改革を行うにあたり、民間病院との役割分担等も含め、地方とも丁寧に協議をしながら実効性のある支援を進めるとともに、それぞれの地域の実情に応じて創意工夫できるような十分な財政的支援措置を講じること。併せて、新型コロナウイルス対策を優先せざるを得ない地方の実情に配慮し、無理なスケジュールを地方に押し付けないこと。

(2) 令和2年1月に、厚生労働省から医療機関の診療実績等のデータが提供されたが、地域における議論に資するため、データを分析するための技術的支援を行うこと。

また、地域あるいは医療機関毎に異なる課題があり、各々の実情に応じて創意工夫できる仕組みが必要であることから、国において地域医療介護総合確保基金の十分な予算を確保するとともに、事業区分間の額の調整ができるよう柔軟な運用を認めること。

(3) 医師確保対策の推進については、新型コロナウイルス対策により医療人材がひっ迫していることに加え、医師の地域偏在、診療科偏在が依然続いていることや、医師の働き方改革の推進に伴い地域医療へ大きな影響が想定されることを踏ま

え、これまでの地方での医師確保の努力を毀損することなく、国が主体的に地域の実態を十分に踏まえた対策を行うこと。特に、必要な医師が十分に確保されたことが客観的に検証されるまで現在の臨時定員枠による地域枠の措置を継続すること。

2 持続可能な社会保障制度の確立

(1) 社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、医療保険制度の財政基盤の安定化、地域の実情に応じた医療・介護サービスの提供体制の構築、少子化対策の充実等を図り、国民が将来を託しうる持続可能な社会保障制度を確立すること。

(2) 国民健康保険制度改革については、今後の着実な実施に向けて、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）における合意に基づく必要な財源を確保すること。また、都道府県において安定的に国民健康保険の財政運営ができるよう十分に検証し、必要に応じて措置を講じること。

さらに、将来に向けた国民健康保険制度の構築に当たっては、国庫負担金の負担率を引き上げるなど国が責任を持って今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図り、持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講じること。なお、子どもや障害者の医療費助成などの地方単独事業に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置については、全面的に廃止すること。

3 健康づくりの推進、高齢化社会・共生社会への対応

(1) 健康増進・疾病予防対策の推進として、地方公共団体や医療保険者、健康づくり関係団体等が実施する普及啓発活動、健康教育等の健康づくり事業に対する財源措置を図ること。

ワクチン接種により予防できる病気にかからないようにするため、速やかに、おたふくかぜを予防接種法の対象として定期接種とすること。

インフルエンザワクチンについて、感染及び重症化の予防を目的とした定期接種化を目指して、引き続きワクチンの有効性について調査研究を実施すること。

特定健康診査及び後期高齢者健康診査における心電図及び血清クレアチニン検査を生活習慣病の二次予防及び介護予防の観点から必須の健診項目にすること。

(2) がん予防・早期発見の推進として、効果的・効率的な受診勧奨を実施するために、特定健診と同様に、検診実施者の役割や検診対象者等を含む「がん検診の実施範囲」について、がん対策基本法に検診実施主体を明記するなど、法的に明確に位置付けること。また、検診実施者間の情報共有が可能となるよう、法整備を行うこと。

(3) 子宮頸がんの予防については、若い世代のがん検診の受診促進と、エビデンスに基づくワクチン接種に関する正しい知識の普及をあわせて行うことが効果的であることから、特に若い世代に向けたがん対策に積極的に取り組むとともに、都道府県の取組に対する専門的・技術的支援を行うこと。

(4) 持続可能な介護保険制度の確立として、介護人材の確保のため、介護施設で働く常勤介護職員の平均給与が依然として全産業の平均給与に届いていない状況も踏まえ更なる処遇改善を進めるとともに、介護職員の業務軽減や生産性向上のための介護ロボットやICT機器の導入に関する補助上限の引き上げなど介護事業者への支援をさらに強化すること。

また、共生社会を支える障害福祉人材についても、介護人材と同様に処遇改善や業務軽減等を進めること。

(5) 主として知的障害児に対し支援を行う福祉型障害児入所施設における職員の配置基準は、昭和51年に4.3:1となって以来、引き上げられておらず、現在の実態とは大きな乖離があるため、実態を踏まえて配置基準の引き上げを行うとともに、基準を上回る手厚い職員配置をした場合の加算について、障害者の配置加算を参考に創設すること。また、障害児の報酬単価は、障害者と比べ著しく低い設定となっていることから、算定構造の見直しも含めた改善を行うこと。

4 次世代を担う人づくり

(1) すべてのライフステージにわたって、住民の個性と能力が最大限に発揮され、一人ひとりが「輝く」地域社会を創造していくため、地方における人材育成・確保に必要な施策を検討し、地方の一般財源総額を確保するとともに、新たな交付金の創設も含めた「人づくり革命」のための財政措置を講じること。

(2) 若者が、それぞれのライフプランを描き、希望を叶え、安心して結婚し、妊娠・出産、子育てができるよう、社会全体で結婚や子育てを応援する機運の醸成を図るとともに、男女がともに子育てしながら働き続けられる社会づくりを促進するため、時間単位年次有給休暇など柔軟な労働時間制度の導入促進や、日本版「パパ・クオータ制」の検討も含めた育児休業制度の拡充などに取り組むこと。

(3) 待機児童を解消するために、保育士等の抜本的な処遇改善や就労環境の向上など保育士確保策や保育の受け皿の整備拡大を着実に進めるとともに、「森のようちえん」をはじめ多様な幼児教育・保育を実践する施設を利用する世帯についても、保育の必要性を問うことなく国の幼児教育・保育無償化の対象とすること。また、家庭で保育を行う世帯や就学期の児童・生徒も含めた、子育てに係る経済的負担の軽減を図ること。

(4) 子どもの健全育成に資する放課後の居場所を確保し、仕事と子育てを両立するための子育て環境整備をさらに進めるため、放課後児童支援員の認定資格研修に係る受講要件の緩和などによる財政支援の拡充を含め、放課後児童クラブの充実に必要な措置を講じること。

(5) 不妊治療にかかる費用が高額になっており、不妊に悩み治療を受ける者はその経済的負担や精神的苦痛は計り知れないことから、不妊治療に係る費用等について早期に実態調査を実施すること。また、特定不妊治療費を保険適用とするなど治療費の負担軽減や所得制限の見直しなど助成制度の拡充を図ること。

- (6) 母子保健法の改正により、令和3年度から産後ケア事業が市町村の努力義務とされ、対象者も「出産後1年を経過しない女子及び乳児」に拡大されることに伴い、ニーズが増加することが見込まれる。産後ケアを行う医療機関や助産所の受け皿拡大や提供サービスの充実を図るため、技術的助言や財政支援を講じること。

〔重点提案〕

7 米軍機の飛行訓練への対策

(総務省、外務省、財務省、防衛省)

【理 由】

中国地方においては、深夜など住民生活への影響が大きい時間帯での米軍機の飛行や、日米合同委員会合意において妥当な考慮を払うとされている学校、保育所などの上空での飛行が行われるなど、依然として事態の改善が図られておらず、地元住民に多大な不安を与えている。

平成 30 年 3 月の米空母艦載機の岩国移駐完了後も、艦載機の運用は基地周辺の広範囲にわたり、住民生活に大きな影響を及ぼしており、今後さらに、騒音被害の増大や航空機事故の発生が懸念される。

こうした中、国（防衛局）が米軍機の飛行に伴う騒音の調査を実施するため島根県及び広島県に設置した騒音測定器については、計 8 台に増設されたところであり、このことについては評価する。今後も引き続き、地元の要望に応じた騒音測定器の設置を進めるとともに、得られた客観的な騒音データの分析をもとに具体的な騒音被害対策につなげる必要がある。

また、米海兵隊岩国航空基地配備の米軍機の墜落事故が連続して発生し、併せて重大事故につながりかねない悪質な規律違反が横行している実態が明らかになったことから、徹底した事故原因究明や安全対策等の措置を講じるとともに、住民の安全・安心の観点から地元に対する早期公表や丁寧な説明が必要である。

については、住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練によって、激しい騒音被害が生じているという実情と、米軍機による事故に対する不安の中で生活しているという地域住民の心情とを認識し、一部地域の住民に負担が生じている現状を改善していくため、速やかに次の措置を講じることを強く要望する。

【提 案】

1 住民の平穏な生活を乱す飛行訓練の実態把握と訓練内容の改善

- (1) 日米合同委員会合意を遵守すること。特に、住民が生活する地域での低空飛行訓練や深夜早朝の飛行訓練、住民に不安や危険を及ぼすような飛行訓練が行われないように措置を講じること。
- (2) 米空母艦載機の離着陸訓練（FCLP）を岩国基地で実施しないこと。また、硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないこと。
- (3) 住民からの苦情が多い地域について、地元の要望に応じ、騒音測定器の設置を進めるなど、国の責任において実態把握を実施すること。また、国が設置する騒音測定器の測定結果を速やかに提供すること。

- (4) 実態把握を速やかに行うため、地方がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講じること。また、地方が設置する騒音測定器の測定結果を国においても活用すること。
- (5) 調査によって客観的に得られたデータ、住民からの苦情や地方公共団体からの要請を米国側に具体的に通報し、住民の生活に与える影響が最小限となるよう訓練内容について改善を求めること。
また、その結果を住民及び関係自治体に説明すること。
- (6) 住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練による諸問題について、地元自治体の意向を尊重し、十分な意見交換を図ること。
- (7) 飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、地元住民の騒音や安全性に対する不安などを軽減するため、国において、騒音被害の解消に向け、具体的な対策を実施するとともに、米軍機の訓練空域下の自治体を対象とした、財政措置を速やかに講じること。

2 航空機の安全対策措置の実施

米軍機の事故に関する徹底した原因究明とその早期公表に努めるとともに、航空機の整備点検、住民の安全を最優先としたパイロット等の安全教育など、航空機の安全対策の措置を講じ、事故の防止に努めること。

3 飛行訓練の事前の情報提供等

住民の不安を軽減するため、住民生活に影響が大きい訓練については、その訓練予定日や飛行ルートなどの訓練内容を、国の責任において、関係自治体や住民に事前に情報提供を行うこと。

オスプレイについても、移動の際には、可能な限り水上を飛行するという日米合同委員会の合意を遵守すること。また、事前に飛行訓練に関する十分な情報提供を行うとともに、必要に応じ、自治体や住民に対して、安全対策等に関する説明を行うなど、地域毎の実情に配慮した対応をすること。

〔重点提案〕

8 参議院議員選挙における合区の解消

(総務省)

【理 由】

参議院においては、創設時から一貫して都道府県を単位として代表を選出し、地方の声を国政に届けるという重要な役割を果たしてきた。

しかし、平成28年7月の参議院選挙において、憲政史上初めて「合区選挙」が実施され、「投票率の著しい低下」など、様々な弊害が顕在化した。

全国知事会をはじめとする「地方六団体」は、この事実を重く受け止め、全ての団体において「合区解消」や「参議院選挙制度改革」に関する決議を行うなど、地方の切実な思いを国に訴えてきたところである。

その結果、平成30年7月18日に成立した改正公職選挙法により、各都道府県の代表が選出されない事態を回避するため、緊急避難措置が講じられ特定枠制度が導入されたものの、合区の解消には至っていない。

このような中、昨年7月21日に2度目となる合区選挙が実施され、徳島県は全国最低の投票率38.59%を記録するとともに、前回最下位だった高知県を除き、鳥取県、島根県、徳島県の3県では、過去最低の投票率を更新する結果を招くなど、合区に起因する弊害はさらに深刻度を増している。

合区制度では、合区した二つの県の間で利害が対立するような問題が生じた場合、国政に両県民の意思を反映していくことが難しくなるとともに、合区された選挙区では、有権者にとって候補者を知る機会が少なくなるなど、投票環境が著しく悪化するという問題がある。こうした問題は今回講じられた緊急避難措置をもってしても解決されず、また、今後、人口の減少や大都市への一極集中が進めば、合区対象となる県が増加する可能性も懸念され、結果的に人口が少ない地方には議員定数が十分に割かれず、地方創生・人口減少対策などの国政の重要課題の解決において、人口減少に直面している地方の実情が国政へ反映しにくくなる状況が生じる。

このような我が国の民主主義の根幹を揺るがす合区制度の固定化はもとより、合区対象地域のさらなる拡大を絶対に許してはならない。

平成29年9月の最高裁判所判決は、政治的なまとまりである都道府県の意義、実体等の要素を踏まえた選挙制度を構築することを肯定し、昭和58年4月の最高裁判決において本来認められていた、歴史的、政治的、経済的、社会的な意義、実体を有する都道府県を単位とする選挙区設定が合理的であるとする判例に回帰している。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

各都道府県から少なくとも1人の代表が選出され、地方の多様な意見が国政にしっかり反映されるよう、十分な国民的議論のもと、憲法改正等の抜本的な対応により合区を確実に解消することを強く要求する。

〔一般提案〕

1 経済・雇用対策の充実強化

(内閣官房、内閣府、金融庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)

【理由】

中国地域の景気は、生産活動が持ち直している中で雇用情勢が改善していること等を背景に回復の動きが見られるものの、昨年10月の消費税・地方消費税率の引き上げ、為替相場の急激な変動に伴う影響や海外景気の下振れによる景気押し下げリスクの存在により、先行きについては、依然として不透明である。

このため、東日本大震災の復旧・復興はもとより、経営基盤の弱い中小企業や求職者・非正規労働者等に対する支援を始めとする経済・雇用対策の実施や、それに呼応した地方における対策の実施など、引き続き国と地方が一体となって経済の好循環実現に向けて取り組むことが必要不可欠である。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 地域経済の活性化と雇用の創出・質の向上につながる成長戦略の推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に当たっては、各地方公共団体が策定した地方版総合戦略を踏まえ、地域経済の活性化と雇用の創出・質の向上につながるよう、地方独自の戦略についてもハード、ソフト両面から後押しすることで、我が国の産業全体の底上げを図ることに配慮すること。

2 東日本大震災からの復旧・復興に向けた経済・雇用対策の継続実施

東日本大震災からの復旧・復興は未だ途上であり、引き続き全力で取り組むとともに、復興を確かな景気回復及び地域経済の活性化と雇用の創出・質の向上につなげるため、企業の国内投資並びに地方移転及び地方拠点強化の促進に資する施策を一層充実させるなど、所要の対策を速やかに講じること。

原子力発電所事故による放射性物質の影響については、日本製品に対する風評被害対策に引き続き全力で取り組むとともに、簡素な手続により円滑に輸出ができるよう、引き続き相手国に対し国家レベルで改善を求めること。

3 経済環境の変化等を念頭に置いた切れ目のない経済・雇用対策の実施

コロナ後に控える社会経済構造の変化を見据え、今後も継続的な経済・雇用対策を行うとともに、国内企業の国際競争力強化や製造拠点の国内回帰に係る支援など国内産業の空洞化を防止・是正するための対策並びに地方移転及び地方拠点強化を促進するための施策について、地方の状況を踏まえ、さらなる充実強化を図ること。

4 地域の実情に応じた要件緩和、制度設計等

経済・雇用対策の検討・実施に当たっては、地域の実情に的確に対応し、効果的

に事業を実施できるよう、各種の交付金等について権限と財源の地方への移譲を基本とした制度の点検及び見直しを行うなどして、地方の裁量と創意工夫が発揮できる仕組みとすること。

5 中小企業・小規模事業者に対する事業承継支援

事業承継は、代表者の高齢化などによりまったなしの課題であることから、事業承継ネットワークの取組や専門家派遣への助成など一層充実させること。また、相続税・贈与税の納税猶予制度の活用を促すために制度の普及啓発を図るとともに、都道府県の認定手続の簡素化に努めること。

6 若年労働者雇用対策の拡充

特に大都市部を中心とした新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地方での就職、地方への転職機運が高まっていることから、若者の地方からの流出への歯止めと、地方での就職・定着につながるような情報発信や魅力ある地方の雇用の場の創出に対し支援すること。加えて、フリーター等の非正規雇用を余儀なくされている若者に対する、職業能力開発の強化、セミナー・就職面接会の開催など、正社員として地方に就職するための支援を一層強化すること。

また、都道府県が実施するジョブカフェ事業を継続実施するに当たり、若年者地域連携事業の拡充強化を図ること。

さらに、増加するニート、ひきこもりなどの無業状態にある若者の自立、就業を支援するため、地域若者サポートステーション事業の拡充強化を図ること。

7 雇用のミスマッチ解消

人材が不足している介護・保育分野、観光分野、情報通信分野、建設業分野及び農林水産業分野について、人材の確保・定着の促進や中長期的視点に立った労働力の移動など雇用のミスマッチ解消に向けた施策を拡充すること。

- (1) 介護分野においては、介護職の認知度向上・イメージアップ、介護職員の処遇改善など、安定的に質の高い人材を育成・確保し職場定着につながる施策を引き続き講じること。
- (2) 観光分野、情報通信分野、建設業分野、農林水産業分野においても、引き続き持続可能な雇用の実現と担い手の育成・確保につながる施策を迅速かつ的確に実施すること。

8 高齢者及び障害者の就労対策の拡充・強化

厳しい雇用情勢にある高齢者及び障害者の働く意欲に応えるため、短時間勤務、ICT等の活用など個人の特性に合わせた雇用・就業機会の確保・拡大や再就職などの支援策の充実強化を図ること。また、障害者の一般就労後の職場定着に対しても一層の支援充実を図ること。

9 工業用水道施設の整備

(1) 新たな工業用水道の補助制度の拡充等

老朽化・耐震化対策を迅速かつ確実に実施し、産業立地の加速化等を促進する

ため、工業用水道施設の強靱化（老朽化・耐震化・耐水化）に対する国の確実な予算措置や複数年度にわたる補助事業採択、渇水対策に係る国庫補助採択要件の拡充を図ること。

（２）工業用水道料金制度の改善

工業用水道料金について、企業活動を支えるための産業施策として、地方公共団体が行う高額な料金の低廉化や平準化など、地域の実情に応じた料金設定が可能となるよう、地方財政措置制度の創設を図ること。

（３）公的資金による地方債の補償金免除繰上償還制度の拡充

公的資金による地方債の補償金免除繰上償還制度は、平成２５年度１年限りの措置として、被災地を対象として実施されたが、高利率の地方債が地方財政運営の支障となっている実態を踏まえ、被災地に限定することなく、対象となる地方債の利率の条件緩和など制度を拡充して今後も継続実施するとともに、財政融資資金の新規貸付停止措置を撤廃することにより、公債費負担の更なる軽減を図ること。

10 地方版ハローワーク

雇用政策は産業振興、人材教育、移住定住、低所得者対策など地方自治体の担う行政施策と切り離すことができないものであることから、諸施策と一体となって行う地方版ハローワークを支援すること。

また、地方版ハローワークの実効性を担保するため、求職者情報の提供範囲の拡大など国のハローワークが持つ情報の地方版ハローワークとの共有化を着実に進めるとともに、安定的な財政支援制度を構築すること。

11 インボイス制度の中小事業者への周知・支援

令和５年１０月から導入されることとなっているインボイス制度は全業種が対象であり、特にこれまで免税事業者であった中小事業者には影響が大きいいため、十分な周知と必要な支援を講じること。

12 特定技能制度の普及と円滑な運用

特定技能制度について、受入分野の追加、受入要件・手続の簡素化、外国人材の大都市等への集中防止など、国の責任において実効性のある対策を実施すること。

また、中小企業・小規模事業者においても、外国人材が十分に能力を発揮できる環境を整備するための支援や、地方公共団体の取組に対する財政措置（初期費用、運用、維持経費含む）を講じるとともに、外国人材の受入実態など、国や関係団体が保有する情報を、地方公共団体と共有すること。

〔一般提案〕

2 地域農林水産業の振興

(内閣官房、内閣府、総務省、外務省、財務省、農林水産省)

【理 由】

農林水産業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進展、生産物価格の低迷、国際交渉による影響の不透明感、近年の大規模災害や家畜疾病等の被害、さらには新型コロナウイルス感染症による影響など、厳しい課題に直面している。

一方、国民からは、食料自給率の向上、安全・安心な農林水産物の提供、農山漁村の有する公益的な多面的機能に対する期待が高まっており、これらの課題や期待に対応するため、生産対策や生産基盤・生活環境の整備等を、地域が主体的・総合的に実施し、農林水産業の体質強化を図り、活力ある農林水産業・農山漁村を構築する必要がある。

こうした中、国は平成25年に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定し、農林水産業を産業として強くしていく産業政策と、国土保全といった多面的機能を発揮するための地域政策を車の両輪として、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増することを目指し、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げることとしている。

また、令和2年3月に「食料・農業・農村基本計画」を改定し、農業・農村の持続性を高め、食と環境を次世代に継承していくために、これまでの改革を引き続き推進するとともに、新たな施策展開を図ることとしている。

これら施策の推進にあたっては、地域の意見や実情を反映した、きめ細かな支援ができる仕組みとしていくことが望まれることから、次の内容について提案する。

【提 案】

1 「攻めの農林水産業」の展開

中山間地域等の条件不利地域が多い中国地方において、農林水産業が将来にわたって持続的に発展していくことができるように、「攻めの農林水産業」の実現に向けて、国の責任において、次世代を担う経営感覚に優れた経営体の育成や、地域の実情に応じた産地形成、農林水産物のブランド化、地方による輸出促進への取組や輸出拡大に向けた安全・安心な農林水産物の生産体制構築への支援、スマート農業の推進、6次産業化・農商工連携の推進などの総合的な施策展開が可能となる、きめ細かで柔軟な対策を講ずるとともに、独自の農林水産施策に取り組むことが可能な包括的な交付金を創設するなど、必要な財源の確保を図ること。

2 農業農村整備事業の推進

- (1) 国の令和2年度農業農村整備関係当初予算は、令和元年度当初予算比で100.3%の額が措置されているものの、平成21年度当初予算額に対して、臨時・特別の措置を含めても、86%までしか復元されていない。計画的に農業の競争力

強化を図るためには、農地の大区画化や水田汎用化等を推進し、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積の加速化や高収益作物の導入による農業経営の複合化などを進める必要がある。

また、近年多発している地震や集中豪雨等による大規模災害に対応するため、海岸高潮対策や地すべり対策、ため池改修等の防災減災対策、老朽化した農業用施設の長寿命化対策を実施し、国土強靱化を着実に進める必要がある。

このような状況の中、農業生産を支える重要インフラや防災のための重要インフラ等の機能を維持するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が令和2年度で終了する予定だが、農業農村整備事業を計画的に推進するため、令和3年度以降の当初予算を確実に確保すること。

- (2) 気候変動による豪雨被害の頻発化・激甚化、農業用ダムの洪水調節機能の強化、農業構造や営農形態の変化等に適切に対応できるよう、農業水利施設の維持管理に関する支援を強化すること。
- (3) 過疎化・高齢化が進行する農村地域における定住促進を図るため、生活環境の向上や定住条件の改善等の生活環境基盤整備を推進するとともに、農業の生産条件が不利な中山間地域において、生産活動や集落機能の維持を図るため、農業生産基盤と生活環境基盤の一体的な整備を推進するために、必要な予算を確保すること。

3 農地中間管理機構の事業推進について

担い手への農地集積・集約化など農用地の利用の効率化及び高度化が促進されるよう、農地中間管理機構関連事業については、引き続き十分な予算確保を図るとともに、担い手が計画的に農業経営の基盤強化を図る取組が進むよう、機構集積協力を農業経営基盤強化準備金制度の対象に含める等の拡充を図ること。

4 水田フル活用の推進と米の需給安定について

- (1) 中国地方は、中山間地域等の条件不利地域が多く、経営基盤も脆弱であるため、地域の特性や実情に応じた作物の生産振興や産地育成・経営の複合化等により所得向上を図っている。意欲ある担い手が将来にわたり安心して経営が行えるよう、「水田活用の直接支払交付金」等の財源を安定的・継続的に確保するとともに、特に非主食用米の柱である飼料用米に対する現行の支援水準を維持すること。
- (2) 米の需給調整を国全体で取り組む中、生産対策等が大きな影響を及ぼすことを踏まえ、引き続き国が責任を持って、今後も需給と価格の安定が図られるよう具体的な対策を行うこと。

5 主要農作物の優良種子の安定供給

主要農作物の安定生産のためには、都道府県が関与した優良種子の安定供給が引き続き重要であることから、中国地方各県では、主要農作物種子法廃止後も規程を定め、優良種子の生産・安定供給に取り組んでいる。これらの取組が後退することのないよう、主要農作物種子法廃止法案に対する附帯決議を確実に履行するとともに、種子の供給量に不足が懸念される場合には、国が調整を図るなど安定した種子

の供給に責任をもって対応すること。

6 日本型直接支払制度の推進

日本型直接支払制度について、農業・農村の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を確保するため、地域住民や自治体の負担が少なく、取り組みやすい制度とすること。

また、制度の積極的な活用が図られるよう、事業を推進する経費を含め必要な予算を確保すること。

7 米の需要拡大の推進

- (1) 栄養バランスに優れた米を中心とした日本型食生活の普及・定着を図るため、米飯学校給食に対する食育活動や給食施設・機器の整備等の支援を強化すること。
- (2) テレビスポット等各種媒体を活用し、米離れの著しい若い世代を対象を絞るなど、米食の普及啓発を効果的に推進すること。

8 新たな担い手の確保・育成

- (1) 就農希望者や新規就農者に対する「農業次世代人材投資資金」について、十分な財源措置を講じるとともに、交付要件の変更等を行う際には、十分な時間を設け、都道府県や市町村と事前調整を行うこと。また、経営開始に当たっての施設整備等への支援や、中国地方で重点的に育成に取り組んでいる集落営農法人への就業支援策など、新たな担い手の確保・育成のための施策の一層の充実を図ること。
- (2) 集落営農法人による地域の効率的な土地利用を図るため、特定農業法人や認定農業者に対する税制上の特例措置や支援策等を充実強化すること。
また、集落営農法人連合体への支援措置を創設すること。
- (3) 新規林業就業者の確保・育成・定着まで一貫した支援体制の整備を充実強化すること。特に、林業の担い手支援策として不可欠である『「緑の雇用」新規就業者育成推進事業』については、新規就業者の受入体制を整備するため、指導者経費の拡充を図ること。
- (4) 新規漁業就業者対策について、特に収入が不安定な就業直後の給付金制度を創設するなど、漁業技術の習得から着業・定着まで一貫した支援体制を整備すること。また、漁業への着業率が高い漁家子弟に対する就業支援制度を拡充するなど、持続的な担い手づくりの体制整備と必要な予算を十分確保すること。

9 家畜飼料の国内自給率の向上

- (1) 配合飼料高騰対策として、飼料用米や子実用トウモロコシ、食品残さ等の家畜飼料への活用に必要な技術の確立や支援措置を積極的に講じること。
- (2) 耕畜連携による飼料用米や稲WC S用稲、トウモロコシ等の自給飼料生産と利用を拡大するため、引き続き各種支援措置の実施・充実強化を図ること。

10 スマート農業の推進

地域や品目に応じた現場課題の解決に向け、ロボット、AI、IoT、ドローン等の先端技術を活用したスマート農業の推進を加速化させるよう、スマート農業技術の開発・実証プロジェクトなどを継続し、実証地区の拡大に十分な予算を確保すること。

11 国際交渉への対応

(1) 経済連携協定(EPA)・自由貿易協定(FTA)への参加交渉にあたっては、地域経済の活性化につながるものにするとともに、我が国の食料安全保障や農林水産業に悪影響を及ぼさないよう十分に配慮すること。

また、RCEPなどの国際交渉にあたっては、地域経済や産業、国民生活への具体的・長期的な影響等について正確かつ丁寧な説明や情報発信に努め、農林水産業関係者の不安を払拭することに万全を期すこと。

(2) 経済連携協定等の発効により大きな影響が懸念される畜産部門において、畜産・酪農経営の収益力や生産基盤を強化するため、畜産クラスター事業の財源を継続的に確保するとともに、経営安定対策の適切な実施を図ること。また、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく体質強化対策等に必要な財源も継続的に確保すること。

12 林業・木材産業の成長産業化に向けた対策の充実

(1) 地域の創意工夫のもと、木材の生産、流通・加工、利用対策に中期的かつ総合的に取り組み、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、林業成長産業化総合対策の拡充や将来にわたって計画的に事業に取り組める新たな予算制度の創設等、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、必要な財源を確保すること。

(2) 森林所有者の不在村化等により境界が不明確化する中、森林経営管理制度の円滑な運用などを通じ、路網整備や間伐等の森林施業が着実に進むよう、登記の促進や地籍調査の迅速化など、所有者や境界等の不明な森林への対応について、関係省庁が連携して積極的に取り組むこと。

13 公的造林事業の推進

(1) 森林の公益的機能の発揮を確保していく上で重要である森林整備法人等の役割を明確化するとともに、森林整備法人等の財政基盤を確立するため、株式会社日本政策金融公庫資金の貸付利率の引下げ、伐期の長期化に伴って増加する利息負担を軽減する措置及び既往貸付金の返済負担軽減措置を実施すること。

(2) 県が森林整備法人に無利子貸付を行った場合のその資金調達に係る利子に対する特別交付税措置を拡充すること。

また、森林整備法人は公益性が極めて高い森林整備事業を実施しており、持続的かつ安定的な事業展開を図るために必要な予算を確保すること。

(3) 森林整備活性化資金の融資条件を改善すること。

14 松くい虫等防除事業の推進

松くい虫・ナラ枯れなどの森林病虫害等被害対策については、環境への配慮及び効果的な防除、被害跡地対策などを緊急に実施するための所要の財源の確保と総合的な防除技術の開発を行うこと。

15 燃油価格高騰対策

- (1) 生産コストの上昇が価格に適正に反映されるよう、流通業界や消費者等の理解醸成を図るとともに、具体的な仕組みづくりを進めること。
- (2) 燃油や生産資材価格の高騰により、経営が圧迫されている農林水産業者の経営安定を図るため、現行の燃油価格高騰対策を継続的で分かりやすいセーフティネット対策に改善すること。
- (3) 安定的な生産活動に必要な燃油や資材の確保を図ること。

16 漁業所得の向上対策の充実

多額の投資を要する老朽化した漁船・漁具等の更新が大きな課題となる中、国の令和元年度補正予算で措置された水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業や令和2年度当初予算で措置された水産業成長産業化沿岸地域創出事業などの、漁船・漁具等の更新に対する支援措置をはじめとする漁業所得向上のための対策の充実を図ること。

17 漁業経営安定対策の充実

資源管理や漁場改善に取り組む漁業者等を支援する漁業経営安定対策について、持続可能な漁業経営体の育成を促進するため、十分な所得が安定的に補償されるよう、より一層の対策の充実を図ること。

18 水産資源の管理・回復

- (1) 水産資源の持続的利用を推進するため、資源動向の調査研究、漁業者による資源管理・回復への取組及び漁獲報告の体制整備に対する支援を強化すること。
- (2) 海水温の上昇や中国漁船の乱獲等による資源状況の悪化に対応するため、国と地方が連携した海洋調査体制を強化すること。
- (3) 種苗生産施設の整備・拡充に対する支援を継続するとともに、広域回遊種を対象とする資源管理や栽培漁業については、国の主導による実施推進体制を構築すること。

19 重大な家畜伝染病（豚熱、鳥インフルエンザ及び口蹄疫等）の国内への侵入・まん延防止に係る支援制度の強化と広域防疫の体制整備

- (1) 野生イノシシで陽性確認地域が拡大傾向にある豚熱について、養豚場内の防疫対策や野生イノシシの養豚場への侵入防止対策など、国内の豚熱防疫対策を強化すること。

- (2) 各県が鳥インフルエンザや口蹄疫等の感染症発生に備えた体制を整備しているが、防疫措置には大量の資材が必要であり、1県のみでの備蓄は非効率であるため、中国5県では、県間協力による備蓄と円滑な相互利用体制の整備を行っている。

国においても、資材の備蓄を充実するとともに、家畜の死体等の迅速な処分に有用な移動式焼却炉やレンダリング装置等の機材を地域が活用しやすい台数及び配置となるよう、早期に整備すること。

20 鳥獣被害防止総合対策の推進

鳥獣被害から農地を保全し、中山間地域での農業経営や定住の意欲を維持するための「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、十分な予算を確保するとともに、助成対象を拡大し、ソフト対策については従来どおり定額助成とすること。

21 新型コロナウイルスの影響への支援

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、インバウンド消費や外食需要の減退により販売価格が低下し、大きな減収に直面している生産者に対し、事業が継続できるよう十分な水準の支援を行うとともに、消費拡大に向けた支援やプロモーションを実施すること。

〔一般提案〕

3 離島・中山間地域の総合対策の充実強化

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

【理 由】

中山間地域は、農地、森林等の資源を多く有し、食料・水・エネルギーの供給、二酸化炭素の吸収、土砂災害の防止、水源のかん養、美しい景観の保全などを通じて、都市住民の生活や産業活動を支えるとともに、健全な国土の形成に寄与している。

また、豊かな自然・歴史・文化・伝統と温もりのある人間関係が残る貴重な地域であり、訪れる都市の人々に潤いと癒しをもたらしている。

しかしながら、若年者をはじめとする人口の流出、農林水産業の衰退、集落機能の低下、医師不足、生活交通問題、情報通信格差、学校教育環境の維持などの新たな課題が顕在化し、消滅の危機に瀕する集落も多数生じているなど、中山間地域は、住民生活の維持さえ困難な極めて厳しい状況となっている。

人口減少・超高齢社会に突入した我が国が、真に豊かな国家としてあり続けるためには、都市部と中山間地域が相互に補完・共生する関係を構築し、各地域が自らの特性を生かしつつ、健全にバランスよく発展していくことが重要である。

このため、中山間地域の存在意義や実情を踏まえ、国において、中山間地域の活性化のための総合的な施策を推進することが必要である。

また、離島地域は、本土に比べ道路整備・污水处理施設整備などの生活基盤整備がいまだに遅れており、海上輸送のコスト高が、観光振興・産業振興・定住施策等の離島振興を妨げる大きな要因の一つともなっている。

これまで離島振興法によって生活条件の改善、産業基盤の整備など様々な地域振興施策に取り組み、一定の成果を挙げてきたところであり、平成24年6月の法改正による離島振興施策の基本理念及び国の責務の明確化などを踏まえ、引き続き国において離島地域の振興を推進することが必要である。

さらに、平成29年4月に施行された「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に定める有人国境離島地域については、我が国の領海、排他的経済水域等の保全という重要な役割を担っていることから、国の責務において必要な施策を策定、実施することが必要である。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 総合的な窓口の設置等

中山間地域に係る施策推進について、省庁間の調整を行う総合的な窓口を設けるとともに、中山間地域の維持・活性化に向けた基本方針を定めること。

2 国庫補助事業の弾力的運用

中山間地域の市町村は財政力が弱いことから、特性に応じた事業が実施できるよう、所要の財源を確保するとともに、地域差による採択要件の設定、補助対象の制限緩和など、国庫補助事業の弾力的な運用を図ること。

3 離島地域に対する支援施策等の充実・強化

離島振興法において、離島が我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を果たしていることや、離島振興に必要な施策を国の責務において実施することなどが明確化されたことを踏まえ、同法に基づく施策を円滑に実施できるよう、支援制度の充実を図るとともに、離島地域の生活条件の改善、産業基盤の整備等のための十分な予算の確保を図ること。

特に、離島活性化交付金については、事業種別に応じた交付率の嵩上げや、対象事業の拡大、弾力的な運用など、制度を拡充強化するとともに、事業期間の延長を図ること。

また、有人国境離島地域については、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づき、我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、国の機関を設置するなどの施策を講じるとともに、特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図るために必要な施策を円滑に実施できるよう、支援制度の充実を図るとともに、十分な予算の確保と地方財政措置を講じること。

4 都市住民の交流や移住の促進

都市住民の中山間地域との交流や移住を促進するため、中山間地域の地方公共団体が進める交流・移住施策に要する財源を措置すること。

また、企業による中山間地域における社会貢献や交流活動を推進するよう、経済団体の理解の下、全国組織「移住・交流推進機構」等の活動を通じ、国民的な運動として進めること。

5 地域資源を活用した産業振興施策の充実強化

中山間地域での定住に不可欠な安定的な所得を確保できる雇用の場づくりのため、農林水産業と他産業との融合・複合化による新たな産業興しや地域資源を活用した産業振興に向けた生産体制整備、商品開発及び販路開拓などへの支援策を一層充実・強化すること。

6 企業立地の促進等による雇用の場の確保・創出

中山間地域において魅力ある雇用の場を確保・創出するため、中山間地域に立地する企業に対して、土地、建物、構築物、機械設備等の投下固定資本への助成や低利融資等を行う制度を創設するなど、中山間地域における企業立地の促進のための抜本的な産業政策を講じること。

7 野生鳥獣被害防止対策の充実

中山間地域においては、野生鳥獣による農林水産業、生活環境等への被害が依然として続いており、地域住民は被害防止のための対策に疲弊している。

野生鳥獣による被害の根本的解決を図るため、関係省庁の密接な連携のもと、科

学的・計画的な保護管理技術等を早期に確立するとともに、必要な予算確保と実効性ある被害防止対策を講じること。

特に、鳥獣被害から農地を保全し、中山間地域での農業経営や定住の意欲を維持するための「鳥獣被害防止総合対策交付金」については、十分な予算を今後も安定的に確保するとともに、ソフト対策については従来どおり定額助成とすること。

また、「指定管理鳥獣捕獲等事業」については、必要な経費について確実な財源措置を講じること。

8 農林地の所有権の在り方の再構築

集落規模が縮小していく中、所有者が不明の農地や森林及び宅地・家屋が増えるとともに、境界の確認も困難になりつつある。こうした実態を把握し、今後の所有権と利用・保全の在り方について、検討を進めること。

9 高校における教育環境の整備

中山間地域の高校における教育環境整備のため、教員の定数加配措置と、ICT支援員の配置を含めた遠隔教育のための環境整備に必要な財政措置を講じること。

10 環境学習や体験プログラムの推進

離島・中山間地域が持つ公益的機能についての国民的合意形成のため、環境学習や体験プログラムの実施を積極的に推進すること。

11 地域コミュニティ組織による生活サービス事業の実施等の促進

生活店舗の閉鎖や生活路線バスの減便などが続く中山間地域においては、地域コミュニティ組織などの自治組織が生活サービス事業を実施する事例が増えつつあるが、その多くは財政基盤が脆弱な任意団体であることから、事業の実施や拡充が促進されるよう、適切な法制度の整備及び税財政・金融上の優遇措置について、早期に検討を進めること。

12 「小さな拠点」の形成

「まち・ひと・しごと総合戦略」にも掲げられた、いわゆる「小さな拠点」の形成については、今後の離島・中山間地域対策の一つの方策となるものであり、地域や市町村の意向をしっかりと踏まえ進めていくこと。

また、条件不利地域において、生活機能を確保していくための仕組みの構築や地域資源を活用した産業の振興については、相当の時間と労力がかかることから、中長期的に十分な予算額の措置を行うこと。

〔一般提案〕

4 地域情報化の推進

(内閣官房、総務省)

【理 由】

活力に満ちた地域づくりを進めるため、情報通信技術を住民生活や生産活動に関わる様々な分野で活用し、生活の利便性の向上や地域・産業の活性化を図ることが重要な課題となっている。

国においては、「世界最先端デジタル国家創造宣言」に基づき、ITを最大限活用した簡素で効率的な社会システムを構築し、国民が安心して暮らし、豊かさを実感できる社会の実現などに積極的に取り組んでいるところであるが、その前提として、地理的情報通信格差の是正を図るとともに、安全性の高い情報通信基盤の整備など地域情報化の推進に対して、国による一層の支援が必要である。

ついては、次の内容について提案する。

【提 案】

1 社会保障・税番号制度への対応

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）及びマイナンバーカードに関し、情報漏洩や不正利用に係る国民の不安を払拭するため、その安全性や信頼性を、国民に丁寧かつ十分に説明すること。

特に、マイナンバーカードによるオンライン手続や、マイナンバーカードの健康保険証利用等の新たなサービスの運用開始に当たっては、システムの安全性・安定性の確保はもとより、市町村等の窓口業務において混乱が生じることのないよう、制度の周知に万全を期すること。

また、マイナンバーカードの普及のため、さらなる利便性の向上や取得の促進を図ること。

2 地域情報通信基盤整備に対する支援の拡充

中山間・過疎地域などにおける情報通信格差の是正を図るため、地方公共団体におけるインフラ整備に対する支援措置を継続するとともに、伝送路及びネットワーク機器の更新等についても、負担軽減のための新たな支援措置を講じること。

また、条件不利地域における民間通信事業者の設備投資を促進するための投資促進税制等の支援制度を拡充するほか、地域の安全・安心のより一層の確保を図るため、安全性強化など災害に強い情報通信基盤・地域公共ネットワークの構築（既存施設の改修を含む。）に係る支援策を講じること。

3 携帯電話不感地域の解消策の充実

携帯電話不感地域解消の促進、事業者の一層の負担軽減を図るため、市町村が実施する地方単独事業については、市町村負担全額に対して過疎債等の起債充当を認

めることも含め、地域の実情に応じて実施できるようにすること。

また、携帯電話等エリア整備事業の鉄塔整備については、補助対象範囲の拡大などにより初期費用の負担軽減を図るとともに、事業者のランニング経費についても支援措置を講じること。

4 電子自治体の推進

行政手続の電子化による行政サービスの向上と効率化を進めるため、法制度や制度運用上の問題点を改善するための取組の充実を図ること。

5 ICTの利活用の推進

教育・医療分野の情報化など地域においてICTを活用した先進的な取組が広く展開されるよう、モデル事業などの充実を図ること。

また、国等が保有するデータ（公共データ）の活用に向けた具体的方向性を実現するための施策を検討するとともに、地方公共団体が保有する公共データのオープンデータ化を支援すること。

6 電気通信事業における地域格差を生じさせない対策の実施

住民の日常生活に不可欠なものとなっている電気通信サービスについて、地域格差が生じないよう、適切、公平かつ安定的な提供を確保するための適切な措置を講じること。

7 第5世代移動通信システム（5G）の地方への速やかな導入に対する支援の実施

産業や生活等の質を飛躍的に高める第5世代移動通信システム（5G）の地方への速やかな導入に向け、基地局・光ファイバ網等の通信基盤の早期整備及びサービス開始の促進を図ること。特に、条件不利地域においては、都市と地方の基盤整備に格差が生じないよう、国庫補助事業の拡充や自治体負担分に対する十分な財政措置など、万全の対策を講じること。

併せて、5Gを活用した地域社会の課題解決・改善や地域経済の活性化に向けた地方の取組に対する技術的助言や財政措置など総合的な支援を行うこと。

〔一般提案〕

5 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

(外務省、財務省、厚生労働省)

【理由】

原子爆弾被爆者は、被爆後75年に当たる今日においても、社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けなければならない実情にある。

高齢化が一段と進み、平均年齢は80歳を超え、ひとり暮らしや寝たきりなど日常生活に支援を要する原子爆弾被爆者が年々増加しており、被爆者援護対策には解決すべき多くの問題が残されている。

については、次の内容について提案する。

【提案】

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、国の責任において被爆者及び遺家族の実態に即した援護対策を一層充実強化すること。

1 より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用

原爆症認定制度については、平成25年12月に改正された「新しい審査の方針」により運用がなされているところであるが、現在も訴訟が続いており、行政認定と司法判断との乖離が解消されていない状況にあることから、被爆者の高齢化の現状に鑑み、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の趣旨やこれまでの判決等を踏まえ、より被爆者救済の立場に立って制度を運用するとともに、引き続き必要な見直しを行うこと。

さらに、原爆症の認定に係る審査に当たっては、引き続き速やかな審査を行うこと。

2 介護施策の拡充強化

訪問介護利用被爆者助成に係る所得制限を撤廃するとともに、介護保険利用助成に係る助成対象サービスを拡大するなど、財源措置も含め、国の責任において必要な施策を講じること。

3 被爆者健康診断内容等の充実強化

被爆者は、被爆の影響によりがんなどの疾病の発生率が高く、また、高齢化に伴い健康診断の重要性がますます高まっていることから、健康診断費の改善を図るとともに、診断内容については、高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診断の健診項目を追加するなど、健診項目の充実を図ること。

4 原子爆弾小頭症患者の支援

原子爆弾小頭症患者は、原爆の放射線により、生を受けたときから今日まで、重

い障害に苦しみ続けているとともに、高齢化や親の死亡等により、安心した生活を営むことが困難となっている。

については、国において、原子爆弾小頭症患者の生活実態を理解し、生涯にわたり安心した生活が営めるよう、実態に即した支援を推進すること。

5 被爆者関係施設の整備充実

被爆者の医療・養護等を進めていく上で重要な原爆病院、原爆養護ホーム、被爆者保養施設等の被爆者関係施設は、その特殊性から人的・物的負担が多く、経営に困難を来していることから、運営費を充実するとともに、施設・設備整備に当たっては、特に耐震化を図るとともに、老朽化に対応するため、より一層の助成措置を講じること。

6 被爆者医療における地方負担の改善等

被爆者医療については、被爆者の高齢化に伴い、多大な財政負担が生じている中、老人保健事業推進費等補助金（原爆分）の全国枠国費が平成22年度以降、減少傾向にある。

については、原爆被爆による健康上の障害の特異性と重大性に鑑み、老人保健事業推進費等補助金の増額など、被爆者医療に係る地方公共団体の負担の解消に向けて、財政上、適切かつ十分な措置を将来にわたって講じること。

また、国の責任において対策が講じられている被爆者援護の事務に対しては、国において必要な人件費を負担すること。

7 在外被爆者の援護の推進

(1) 在外被爆者の実情を踏まえた改善

在外被爆者の援護については、保健医療助成事業の導入、在外公館等を通じた被爆者健康手帳等の申請受付の開始、さらに平成28年1月からの原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療費及び一般疾病医療費の支給開始と段階的に改善が進んできた。

また、平成31年4月からは、ブラジルの一部医療機関において、医療費及び一般疾病医療費の代行申請が可能となり、限定的ではあるが、在外被爆者の申請手続等の負担軽減が図られたところである。

しかしながら、依然として在外被爆者は国内とは医療制度が異なる様々な国や地域に居住していることから、引き続きその実情を踏まえて検討し、申請手続等の更なる負担軽減が図られ、国内被爆者と同様の援護が受けられるよう、必要な改善を行うこと。

(2) 在外公館等における被爆者支援の強化

在外公館等を通じた各種申請手続等について、十分に周知し円滑な実施を図るとともに、手帳交付申請については、より一層の迅速な審査ができるよう、高齢化が進む在外被爆者の実情に即した対応を行うこと。

また、医療費・一般疾病医療費及び保健医療助成費の支給についても、高齢化が進む在外被爆者が支給申請等を円滑に行えるよう在外公館等において支援を行うこと。

さらに、在外被爆者健康相談等事業及び現地健康診断事業の実施に当たり、現

地事務を行っている被爆者協会等の役員の高齢化が進み、事務を行うことが難しくなっていることから、在外公館等において、支援を行うなど、より積極的な役割を果たすこと。

8 被爆二世の健康診断内容等の充実

被爆二世健康診断は、健康状況の把握と健康不安の解消を図る観点から、希望者に対して実施されている。

現在のところ、被爆二世に対する遺伝的影響を示す科学的知見は得られていないものの、被爆二世は、がんに対する健康不安を抱く年齢になってきている。

については、平成28年度から多発性骨髄腫検査が追加されたが、引き続き被爆二世の置かれている立場を理解して、被爆二世健康診断内容等のより一層の充実を図ること。

〔一般提案〕

6 学校教育の充実等

(内閣官房、内閣府、財務省、文部科学省、国土交通省、警察庁)

【理 由】

基礎学力の定着や学校生活への円滑な適応などの様々な教育課題を解決するためには、新学習指導要領の着実な実施、少人数学級や特別支援教育の充実などを実施してよりきめ細かな指導を行うことが必要である。

現在、国においては、中央教育審議会答申を踏まえた教育改革が進められているところである。

このような状況の中で、Society5.0を生きる子どもたちの教育環境の整備・充実を図る必要がある。

特に、学校のICT環境については、校内ネットワークの高速化や1人1台PC端末の整備など「GIGAスクール構想の実現」に向けた整備を実施しているところであるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う学校の臨時休業等の緊急事態においても、オンライン学習等により子どもたちの学びの機会を保障するための環境を速やかに整える必要がある。

しかし、通信費等のランニングコストや機器の更新費用等が、今後、大きな地方負担となる恐れがある。

さらに、地方国立大学は、その地域の知的・人的資源の拠点として、教育、文化、産業振興などを通じて、地域の自立と発展に寄与しており、その果たしている機能、役割に鑑み、各大学の規模や特性等を十分考慮して、地方国立大学の主要な財政基盤である運営費交付金を安定的に確保していくことが必要である。

加えて、昨年5月には、登下校中の児童等が死傷する事案が連続して発生したところであり、登下校時における児童生徒等の安全確保を図っていくことが引き続き必要である。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 少人数学級の着実な推進

地方の主体性の下、少人数学級が実現できるよう必要となる教職員の定数を確保し、制度の改善を推進すること。

2 必要な教職員の確保等

教育改革を実現し、新たな職の設置、アクティブ・ラーニング等による学力向上の推進、特別支援教育の推進、深刻化する問題行動への対応、キャリア教育の充実、地域コミュニティの核となる学校づくりの推進及び働き方改革の実現などといった様々な課題に対応するために、必要な教職員を確保するとともに、現場の実情に即した弾力的運用を図ること。

3 公立学校の施設整備の促進

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であり、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であり、各自治体においては非構造部材等を含む耐震化への取組を加速化してきたが、未だ対策を必要とする学校施設が多く存在している。

このため、非構造部材等を含む学校施設の耐震化について、国庫補助の嵩上げ措置や地方財政措置のさらなる充実を図るなど、十分な財源措置を講じること。

また、学校施設の老朽化が急速に進んでおり、安全面での不安を抱えた施設や機能・環境面で不十分な施設が多く存在している。特に、外壁、窓枠等の落下防止、トイレ設備の更新（洋式化）、空調設備の設置・更新や、特別な支援が必要な児童生徒等への対応など、多様なニーズに応じた施設整備が求められている。

こうしたことに適切に対応し、公立学校施設の整備を促進するため、国においても、補助率や補助単価の引上げも含め、全国の地方公共団体が計画している全ての公立学校施設整備事業が、整備計画どおり円滑に、かつ、確実に実施できるよう、必要かつ十分な財源措置を講じること。

4 私学振興の充実

幼児・児童・生徒数は、少子化により恒常的に減少しており、高校をはじめとする私立学校の経営は、極めて厳しい状況におかれている。

このため、我が国の学校教育における私立学校の役割の重要性に鑑み、私立学校振興助成法の目的である私立学校の教育条件の維持向上、就学上の経済的負担の軽減、学校経営の健全性の確保を図る上で、国の財源措置等は極めて重要であることから、私立学校の総合的な振興方策の拡充強化について特段の配慮をすること。

また、私立学校施設の耐震化を促進するため、補助制度の拡充を図るとともに、事業量に見合う予算額の確保を行うなど、より一層の施策の充実を図ること。特に、小学校、中学校及び高校における耐震改築については、今年度で補助制度が終了するが、地方の実情等を勘案し、来年度以降も継続すること。

5 高校授業料の実質無償化等

- (1) 公立高校については、従来地方公共団体が行ってきた授業料減免などの施策にかかわらず、国の責任において、全額国負担とすること。
- (2) 私立高校については、令和2年4月より、高等学校等就学支援金制度を拡充して授業料の実質無償化の実現が図られたところだが、年収区分590万円を境に生じる支援の崖を解消すべく、更なる制度の拡充・見直しを図ること。
- (3) 令和2年度に創設された、高等学校専攻科の生徒への修学支援の制度については、高等学校等就学支援金制度と同様に、全額国庫負担により措置されるよう制度の見直しを行うこと。
- (4) 単位制高校では、就学支援金が支給される単位数の範囲で卒業することが困難な者が多い実態があり、こうした実態に鑑み、履修単位の制限を廃止する等制度の改善を行うこと。

(5) 奨学のための給付金制度の充実を図るとともに、全額国負担とすること。

(6) 今後、就学支援金制度等を見直す場合は、必要な情報の提供を行うとともに、地方の意見を尊重すること。また、事務手続の簡素化や準備期間の十分な確保に配慮するとともに、制度見直しに伴い生じる経費の全額について、国が財政措置を講じること。

6 学校のICT環境整備の促進

Society5.0の到来を見据え、これからの子どもたちに求められる情報活用能力等を育成するとともに、誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びを実現するため、国と地方が一体となって学校のICT環境整備を推進している。

このような中、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う学校の臨時休業を踏まえ、緊急時においても子どもたちの学びを止めないため、自宅等でのICTを活用した学習環境をすみやかに整備していく必要がある。

そこで、学校のICT環境を効果的に活用するとともに適切に維持していくため、国において、整備後のランニングコストや更新費用、有償のソフトウェアの購入、支援員の配置等に対して必要かつ十分な財政措置を講じること。

さらに、自宅等に通信環境がない児童生徒へのモバイルルータの貸出に係る通信費について、支援対象の拡充を図ること。

7 国立大学法人運営費交付金の確保

国立大学法人運営費交付金については、法人化直後の公費投入額を踏まえ、必要な所要額を確保するとともに、その配分に当たっては、安易に競争原理や成果主義を導入せず、地方国立大学が安定的な財政基盤の下で、地域において果たしている機能や役割を引き続き発揮するとともに、持続的に発展できるよう十分に配慮すること。

8 登下校における児童生徒等の安全確保

不審者情報等について、警察や学校、地域住民等といった多様な関係者が情報共有し、連携して効果的な見守りや迅速な対応が実施できる体制の在り方について、国において必要な検討を行うこと。さらに、交通安全運動の推進等によりドライバーの法令遵守意識の向上を図るとともに、ガードレールや防犯カメラの設置といった事故防止・防犯に配慮した通学路の環境整備に対する財政措置を拡充する等、登下校中の児童生徒等の安全確保に向け、総合的かつ抜本的な対策を講ずること。

〔一般提案〕

7 環境保全対策の推進等

(総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省)

【理 由】

瀬戸内海については、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく施策の積極的な推進や、藻場、干潟、自然海浜等の貴重な自然環境の維持のための対策が必要である。また、瀬戸内海の自然環境の保全と活用を図ることが必要である。

児島湖及び宍道湖・中海等の湖沼については、社会経済活動の進展に伴い、富栄養化による水質悪化が懸念されたことから、湖沼法に基づく湖沼水質保全計画の策定など、水質浄化施策を推進中であるが、今後さらに水質保全対策を実施するためには、国の技術面における支援及び財源確保が必要である。

科学技術の発達により、微量でも極めて有害な物質や生態系に影響を与える可能性があると言われる物質が、身近な生活の場においても使用されるようになり、新たな環境汚染が懸念されているため、その対策が必要である。

地方の美しく豊かな水環境を保全し、住民の快適な生活環境を実現するためには、下水道など污水处理施設の整備を進めることが極めて重要である。

地球環境の保全や大気汚染等の生活環境問題解決のためには、低公害車の普及促進及び自動車排ガス低減の技術開発などの対策が必要である。

「パリ協定」を踏まえ、あらゆる主体が連携し、脱炭素社会の実現に向けて、省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの最大限の導入、建築物や交通を含むインフラ、産業活動等に及ぶ社会システムの早急な改革など様々な取組を加速する必要がある。

土地の開発・売却の際や環境管理の一環として汚染調査を行う事業者の増加等に伴い、重金属や揮発性有機化合物等による土壌汚染が顕在化しており、その対策が必要である。

特定外来生物の防除は、基本的に国の事務であり、国が責任を持ち、特定外来生物被害防止基本方針に沿って、国自ら積極的に防除を実施することが必要である。

近年の大気化学輸送モデル等の進歩により、高い時間的・空間的分解能でシミュレーションが可能となり、光化学オキシダントの大陸からの移流や成層圏からのオゾン降下の可能性が指摘されている。広域的な大気汚染に対応するため、国際的な対応と早期の情報収集・提供が必要である。また、近年、国民の関心が高まっている微小粒子状物質（PM2.5）については、健康影響の解明が十分に進んでいないこと、特にインターネットを利用できない国民に対するPM2.5濃度等の情報提供が不十分であることから、国民の不安を解消するための対策が必要である。さらに、稲わら等の野焼き行為がPM2.5の原因の一つであることも周知することが必要である。

アスベスト問題に関する健康、環境、建築物対策等総合的な対策の推進のためには、アスベスト疾患への対応や、アスベスト廃棄物に関する処理技術の開発など、個別の対策の充実・強化が必要である。また、これらの対策に必要な財政負担

や、令和2年6月に公布された改正大気汚染防止法の施行について、地方自治体と十分な調整が必要である。

近年、日本海沿岸では、海岸に多量に漂着するごみが深刻な問題となっており、現状では県又は沿岸市町村において回収・処理されているが、膨大な労力や費用が大きな負担となっている。今後は、韓国等に対する外交努力の継続のほか、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（海岸漂着物処理推進法）に基づき、国・県・市町村・事業者・国民・民間の団体等がそれぞれの役割を果たすことによって、効果的な回収・処理等の対策が図られる仕組みを早急に構築する必要がある。

また、瀬戸内海を中心に、漁業等の産業活動への影響が大きい漂流ごみや海底堆積物の問題が顕在化している中、平成30年7月豪雨災害時には、海洋に大量に流出した流木などのごみが、生活航路や災害時の緊急海上輸送を妨げるなどの課題も表面化しており、海岸漂着物と同様の対策が必要である。

地方自治体等における公園の飼養鳥が高病原性鳥インフルエンザに感染し、家さんへの感染防止のため同所の飼養鳥を大量処分した事例において、防疫資機材の購入費用等は特別交付税で措置されたものの、飼養鳥の補償措置がなかったことから、家畜伝染病予防法に準じた支援措置が必要である。

全国的に頻発する渇水被害に対応するためには、水資源の開発による用水の確保が、極めて重要な課題となっている。しかしながら、水資源の開発は、長期の施工期間と多額の財政負担を伴うため、常に先行投資を行うことを要求されるとともに、多くの場合、未売水の保有により地方財政を圧迫していることから、国において財政負担軽減等の措置が必要である。

さらに、産業廃棄物最終処分場に係る規制は順次強化されているが、産業廃棄物最終処分場への不安の解消につなげるためには、維持管理積立金制度の一層の強化が必要である。

また、近年、膨大な量の使い捨てプラスチックが、生態系に与える影響等が国際問題となっているほか、アジア各国による輸入規制の拡大により、国内での資源循環が求められている。プラスチックごみの削減、資源循環を図るために、実効性のある対策が必要である。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 瀬戸内海環境保全対策の推進

- (1) 瀬戸内海環境保全基本計画推進に係る各種公共事業の促進を図ること。
- (2) 生活排水対策を効果的に推進するために必要な財源の拡充強化を図ること。
- (3) 海域の保全を図るため、海浜流失の調査・究明を行うとともに、浸食対策事業や海岸環境整備事業等の推進を図ること。
- (4) 瀬戸内海の有する多面的な価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海とする

ための新たな施策を確立し推進すること。

- (5) 閉鎖性水域である瀬戸内海においては、河川からのごみの流出防止が重要であることから、国管理河川におけるごみの早期回収・処理を実施すること。

2 児島湖及び宍道湖・中海等の湖沼における水質保全対策の推進

- (1) 湖沼法指定湖沼における水質保全対策を積極的に推進すること。

ア ヨシ原の適正な管理、浅場及び藻場の造成等の湖岸域の環境改善の積極的な取組

イ 湖底環境の改善などその他の効果的な湖沼直接浄化対策の調査検討

ウ アオコ、水草等の発生時における、速やかな回収、処理など適切な対策実施

エ 湖沼水質保全計画等に基づき、県や市町、各種民間団体が実施する事業への財政支援拡充、創設

- (2) 湖沼の水質改善を図るための調査研究を推進すること。

ア 非特定汚染源負荷対策を促進するための調査研究の充実強化

イ 赤潮、アオコなどプランクトンやユスリカの異常発生、水草の繁茂拡大を防止するために必要な調査等の推進

ウ 湖沼の汚濁メカニズムについての総合調査の推進

- (3) 地方自治体やNPOなどの関係団体が取り組む水質浄化策について、導水に係る水利権制度の柔軟な運用や特別の財政支援など必要な措置を講じること。

3 有害化学物質対策の推進

- (1) 有害化学物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染を未然に防止するため、環境中の濃度や健康影響等の調査・研究を積極的に実施し、環境基準若しくは指針値の設定などに努めるとともに、実効性のある排出抑制対策を推進すること。

- (2) 有害化学物質の効率的かつ簡易で安全な分析方法を早期に確立すること。

- (3) 低濃度PCB廃棄物の処理体制を早急に整備するとともに、先行して実施している事業者配慮しつつ中小企業者への処分費用の負担軽減制度など処理推進策を創設すること。また、全てのPCB使用製品の確実な処理に向けた具体的な方策を明確にすること。

4 下水道などの汚水処理施設整備事業の推進

遅れている汚水処理施設の整備を一層促進するため、下水道事業や浄化槽事業などを積極的に推進するとともに、供用開始後に一定の稼働年数を経過した施設の長寿命化を図ることができるよう、市町村が必要とする財源の一層の充実を図ること。

5 低公害車の普及促進及び自動車排ガス低減対策の充実強化

低公害車導入のための支援制度の拡大・充実を図るとともに、電気自動車やプラグインハイブリット自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車の普及などにより、二酸化炭素等自動車排出ガスの低減対策を充実・強化すること。

6 地球温暖化対策の推進

- (1) パリ協定の目標達成に向け、国自ら2050年二酸化炭素排出実質ゼロの目標を掲げ、その目標を目指す先進的な動きが広まるよう、国として技術革新等に率先して取り組むとともに、地方公共団体、事業者等の取組を後押しするなど、国を挙げて温暖化対策に取り組む機運を醸成すること。
- (2) 地域の実情に応じた温暖化対策として、地域住民や事業者への普及啓発を始め、省エネルギーや再生可能エネルギーに関する新技術の開発や利用等を促進するため、優遇税制措置や助成制度の一層の充実・強化を図ること。
- (3) 民生部門の温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策地域協議会を活用した県や市町村レベルの国民運動の推進体制を整備するとともに、地域協議会による特色ある取組に対する支援を行うこと。

7 土壌汚染対策の推進

- (1) 経済的・効率的な土壌汚染の修復技術等の開発を図ること。
- (2) 土壌汚染対策の推進に必要な財源を確保するとともに、土壌汚染対策法に定められた基金の助成要件を緩和すること。
- (3) 土壌汚染対策法の施行を適正に行うため、調査命令の発出等の判断基準を明確に示すこと。

8 特定外来生物の防除の推進

特定外来生物の侵入による生態系、人の生命・身体、農林水産業などへの各種被害を防止するため、特定外来生物の侵入の早期発見、初期段階における迅速かつ効果的な防除の実施体制の構築並びに防除技術の開発を行うこと。特にヒアリなど国内未定着の特定外来生物の水際での防除を徹底すること。また、地方と連携した効果的かつ恒久的な体制を構築し、地方での侵入予防、防除措置、拡散防止対策等について、必要な支援を継続して行うこと。

9 光化学オキシダントや微小粒子状物質の大陸からの移流等への対応強化

- (1) 光化学オキシダント・微小粒子状物質の大陸からの移流や成層圏からのオゾン降下について、国内のみならず、東アジア（韓国、中国、台湾）各国と協力して、調査・研究を推進し、原因究明を行い必要な対策に取り組むこと。
- (2) 各測定地点におけるオゾン濃度や気流状況の解析を踏まえた、光化学オキシダント発生予報が可能な予測システムを構築すること。
- (3) 微小粒子状物質による健康への影響に関する国民の不安を払拭するため、健康影響に関する科学的知見の充実を図り、国民へのきめ細かな情報提供を行うこと。
- (4) 「注意喚起のための暫定的な指針」に基づく注意喚起について、全国の観測

データの収集・分析に基づく、より精度の高い判断方法、効果的な周知方法を示すこと。

- (5) PM_{2.5}の濃度上昇を減らす施策を地域で進めるためには、稲わら等の野焼きによる環境・健康への影響などを国が率先して国民に発信することが重要であるので、関係省庁と連携して効果的な取組を行うこと。

10 アスベスト対策の充実・強化

- (1) アスベスト関連疾患への対応など健康対策を充実すること。
ア 市町村が実施する検診事業における対象者の拡大など、アスベスト関連疾患に係る検診体制の拡充に向けた財政支援措置の創設
イ 悪性中皮種や肺がんなどとアスベストの因果関係の早期究明及びアスベスト関連疾患の早期診断方法や治療法の確立
ウ アスベストに係る室内環境許容基準の設定
エ 一般環境の大気中のアスベスト濃度環境基準及び解体等作業現場におけるアスベスト濃度規制基準の設定と、基準超過した場合における指導指針等の作成
- (2) 建築物におけるアスベスト調査、除去等の対策工事への財政的支援制度の充実等を行うこと。
ア 私立学校や私立専修学校等の各種学校、医療機関、社会福祉施設等のアスベスト調査、対策工事等に係る財政的支援制度の拡充等
イ アスベスト対策について、安全かつ低コストな技術・工法の確立及び専門知識を有する人材の早期育成
ウ 建材中のアスベスト含有の有無についての簡易な判別方法の確立
- (3) アスベスト廃棄物処理技術の開発、事業化に対する支援や、アスベスト廃棄物を取り扱う産業廃棄物処理施設に対する財政的支援措置を創設すること。
- (4) 改正大気汚染防止法の施行に当たっては、事前調査結果の報告方法の簡素化や当該報告に係る立入検査等のマニュアル化など、行政・事業者の負担の軽減を図るとともに、必要な財政措置を講じること。

11 海洋ごみ対策への政府の一体的な取組

- (1) 漂流ごみや海底堆積物等の回収処理のルールを明確化するとともに、海岸漂着物を含めた海洋ごみの回収・処理等の対策を推進するため、地方自治体を実施する海洋ごみ対策について、必要な事業費の確保や地方負担の撤廃など、十分かつ恒久的な財政措置を講じること。
- (2) 国は外交ルートを通じて日本海対岸諸国に対し、各国内における海洋ごみに係る原因究明とその防止策、監視体制の強化などを強く要請すること。
- (3) 海洋ごみの及ぼす環境への影響について、地域住民の正しい理解が深まるよう、正確な情報を発信し、発生抑制に向けた意識啓発や環境教育を積極的に行うこと。

12 高病原性鳥インフルエンザに感染した飼養鳥処分への支援

高病原性鳥インフルエンザの家きんへの感染拡大を防止するため、地方自治体等の公園や動物園等の飼養鳥の処分に対して、家畜伝染病予防法に準じた支援措置を講じること。

13 水資源対策の推進

当分の間、十分な用水需要の見込めない先行水源について、国において、財政負担軽減等の必要な措置を講じること。

14 産業廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金制度の強化

(1) 維持管理積立金制度について、積立金の未積立に対する強制徴収に関する仕組みの構築や未積立に対する罰則の規定を設けるなどにより、確実な維持管理積立金の積立が確保されるよう、制度の強化を図ること。

(2) 独立行政法人環境再生保全機構に対し、物価水準の変動に応じた利息を維持管理積立金に付させ、当該利息を維持管理積立金に繰り入れさせること。

15 核燃料施設等の安全対策

核燃料施設等における放射性物質の管理や取扱いの厳格化について、指導及び検査を強化すること。併せて、被ばく事故が起きた際の作業員等の健康被害を最小化するため、核燃料施設等における原子力災害医療体制について再確認すること。

16 プラスチックごみ削減対策の推進

プラスチックごみ削減のため、レジ袋のみならず使い捨てプラスチック製品について削減策の法制化や代替商品の開発・導入の促進支援、地方での取組が一層促進されるよう市町村などにおける専門的人材の育成支援など、実効性のある対策を講じること。

〔一般提案〕

8 原子力発電の安全確保対策等と再生可能エネルギー政策の推進

(内閣官房、内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、原子力規制委員会)

【理 由】

東京電力福島第一原子力発電所の事故発生から9年余りが経過したが、依然として周辺住民が避難生活を余儀なくされており、事態の早期収束に向けた取組が強く求められている。

こうした中、全国に立地している原子力発電所の安全確保が何より重要な課題となっており、原子力規制委員会においては、規制基準への適合性審査を厳格に行うとともに、その結果について、地域住民はもとより、国民全体に明確かつ責任ある説明を行うことが強く求められるところである。

また、万が一、広範囲に影響が及ぶ大規模な原子力災害が発生した場合、県境を越える広域避難が必要となることなどから、原子力発電所立地県のみならず、隣県等においても、想定されるさまざまな課題への対策を早期に講じる必要がある。特に、平成28年3月の原子力関係閣僚会議において決定された「原子力災害対策充実に向けた考え方」の実施に当たっては、地方自治体の意見を十分に反映し、政府一丸となって対応する必要がある。

一方、原子力発電所の立地や運転、廃炉に当たっては、立地地域の実情に配慮した地域振興対策の推進等が、今後とも必要不可欠である。

また、環境に対する負荷が少なく、地域に広く存在する再生可能エネルギーの利用拡大についても推進する必要がある。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 原子力発電所の安全確保対策の強化等

(1) 事態の収束に関すること

国は、福島第一原子力発電所の事故に対処するに当たり、当事者としての自覚を持ち、国内外の英知を結集して、一刻も早く事態の収束を図ること。

(2) 情報公開及び説明責任に関すること

福島第一原子力発電所の事故に関して、今後とも把握している情報を系統的に分析・整理した上で、すべてを公開し、明確な根拠に基づいた分かりやすい説明を行うこと。

また、環境中に放出された放射性物質の影響については、特に国民の関心が高いことから、国は、放射性物質が健康に与える影響等について、科学的根拠に基

づいた正確な情報を広く分かりやすく、かつ迅速に提供すること。

特に、子どもやその保護者が正しい知識を身に付けることができるよう、放射線と健康に対する教育や広報を実施すること。

さらに、全国の原子炉施設の状況を踏まえ、日本全体及び各地域の電力需給の定量的な見通しについて、国が責任を持って、国民全体に明確に示すこと。

(3) 原子力発電所の安全対策に関すること

原子力規制委員会は、新たな規制基準に基づき、中国電力から設置変更許可等の申請があった島根原子力発電所2号機及び3号機の安全性について、地震対策及びフィルタベントや汚染水対策（地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等）などのシビアアクシデント対策等、責任を持って厳格な審査を行い、適切な指導を行うこと。また、福島第一原子力発電所において引き続き行われている事故の分析や現場での汚染水対策等、及びその他の災害等から得られる新たな知見については、その都度、規制基準へ反映すること。

なお、審査結果については、立地・周辺自治体、避難者を受け入れる関係自治体や住民へわかりやすく説明を行うこと。

原子力発電所の稼働・再稼働については、まずエネルギー政策上の必要性を国が明確に示し、個別の原子力発電所毎に、その安全性を国が責任を持って判断し、住民や立地・周辺自治体に十分な説明を行い、理解を得て進めること。

また、その具体的な手続を早期に示すこと。

(4) 原子力防災体制の充実・強化に関すること

ア 地域の実情に応じた適切な防災体制の確立等

「原子力災害対策指針」については、今後も継続的に改定していくとともに、地方公共団体等の意見を適切に反映していくこと。

また、同指針における未検討の事項を明確化し、検討結果を早期公表するとともに、新たに盛り込まれた内容については十分な説明を行い、国が責任をもって実効性のある防災体制を構築すること。

県、市町村が行う地域防災計画（原子力災害対策編）の改定や福島第一原子力発電所での事故などを踏まえた防災対策の強化に対して必要な支援・協力を行うこと。

なお、避難行動要支援者の避難のあり方など省庁横断的に進める必要がある対策については、原子力発電所立地地域毎に設置された地域原子力防災協議会において、各地域の取組状況を把握し、国として地域の実情に応じた適切な防災体制の確立を支援すること。

イ 避難対策

原子力災害が発生した場合に、住民の避難が迅速かつ安全にできるよう、国が中心となって、原子力発電所周辺地域及び広域避難の受入地域において、避難者や受入自治体等を支援する体制づくりを行うとともに、県境を越えるなどの広域的な交通管制についても国が責任を持って警察や道路管理者等と調整を行うこと。また、避難に要する大量の支援物資や輸送手段等の確保やその要請の具体的な仕組みについて、迅速に対応できる体制づくりを行うこと。併せて、避難所・救護所運営や避難行動要支援者の支援等に必要となる人員の確保についても、立地・周辺自治体や受入自治体の要請に対して迅速に対応できる

体制を整えること。

さらに、避難行動要支援者の避難に必要な輸送手段（救急車、福祉用車両、ヘリコプター等）、輸送用資機材（ストレッチャー、医療用機材等）、医療従事者・介護従事者及び最終的な避難先となる病院・社会福祉施設等を確保する体制を構築するとともに、やむを得ず避難できない場合の本人及び医療従事者・介護従事者に対する防護対策を拡充し、支援体制を構築すること。併せて、避難行動要支援者の搬送については、自衛隊、海上保安庁等による即時、迅速な対応ができる体制とすること。特に、自衛隊などの実動組織の協力、民間事業者の協力などについて、地域原子力防災協議会の意見を踏まえながら早急に検討を行い、具体的な協力体制を構築すること。

また、原子力災害時における屋内退避施設の確保のため、医療・社会福祉施設の放射線防護対策事業について、引き続き国において必要な財源を措置すること。

加えて、避難期間が長期に及んだ場合において、人的・物的な支援や仮設住宅など二次避難先となる施設の確保について支援を行うこと。

さらに、新型コロナウイルス感染症のような感染症流行下で原子力災害が発生した場合の感染拡大防止の具体策について、島根地域原子力防災協議会やその作業部会で関係自治体と協議・連絡調整を行うなど、避難計画の具体化・充実化を支援すること。また、感染拡大防止対策に必要な予算を確保すること。

ウ 避難道路等の早急な整備・維持

多数の住民が迅速かつ確実に避難するための避難道路や万が一の際の初動活動を迅速に行うための道路について、国の負担を強化するなど、別枠で予算を確保した上で、早急な整備・維持を図ること。

エ 安定ヨウ素剤の医学的な相談に対応する窓口の運営

安定ヨウ素剤に関する医学的な相談については、対応が全国一律となるよう、国で窓口を設け、運営すること。

オ 安定ヨウ素剤の更新手続の簡略化

安定ヨウ素剤の使用期限が到来するたびに配布会に参加しなくてはならないことは、住民、行政の双方にとって負担であるため、配布済み薬剤の更新時には、医師による問診の省略や郵送による配布を認めるなど、安定ヨウ素剤の事前配布に係る手続の簡略化を図ること。

(5) 地方公共団体が行う防護措置等に係る財政措置

「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」において必要となる地方公共団体が行う防護措置並びに被災地域からの避難及びその受入れなどに係る財政負担に対し、国において十分措置すること。

特に、立地県外における避難先も含め、避難先の確保や避難所の運営及び備蓄品の確保に必要な財政負担に対して、十分な措置を講じること。

また、原子力安全・防災対策に従事する職員人件費、万が一行政機能に移転せざるを得ない場合の移転先における必要な資機材整備などに係る財政負担についても、国において十分措置すること。

(6) 原子力発電所の廃炉に関すること

島根原子力発電所1号機の廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び

環境保全の観点から厳格に確認を行うとともに、検査等の結果について住民及び地方公共団体へ丁寧に説明すること。

また、廃止措置が確実に進むよう、使用済燃料の再処理等については、国が前面に立って取り組むとともに、原子力発電所の放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則の下、原子力事業者が処分場確保に向けた取組を着実に進めることを基本としつつ、国としても、処分の円滑な実現に向け、必要な取組を進めること。

加えて、一部未整備となっている放射性廃棄物の規制基準を早急に確立させること。

(7) 風評被害の防止等に関すること

最近になってもなお発生しているいわれなき風評被害を未然に防止するため、農林水産物や加工食品などに対する取扱基準や商取引における放射線量のガイドラインを明らかにするなど、最大限の対策を実施すること。

風評被害の防止や払拭には、的確かつ継続的な情報発信を行うことが極めて重要であることから、国内外に対し、放射性物質の測定結果及びその結果に基づく評価を継続的に公表すること。

特に、食品及び工業品輸出の通常化のため、安全であることを保証するための体制づくりを進め、日本の国際的な信用・信頼の確保に努めること。

2 エネルギー政策の推進強化

エネルギー基本計画における再生可能エネルギーや省エネルギーの位置付け、また、2030年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの構成割合（22～24%程度）を踏まえ、再生可能エネルギー導入促進と省エネルギー推進を加速化するため、仕組みや支援などの施策を明らかにし、必要な財政措置を講じること。

特に、各地域に広く賦存する再生可能エネルギー等については、地域社会との共生を図りながら、地域に根ざした「再生可能エネルギー等の地産地消」の確立を目指し、規制緩和や必要な法整備を迅速かつ着実に進めるとともに、地域における再生可能エネルギー等の総合的な開発利用対策を推進する技術開発・情報交換、財政措置等の充実を図ること。

なお、エネルギー政策は、我が国の将来の姿を左右する重要な問題であり、国内産業への影響や、国民負担なども考慮して、国の責任において、十分な措置を講じること。

3 電源立地対策の推進

(1) 電源立地地域の自主的、恒久的地域振興が可能となるよう電源三法交付金制度に関し、次の事項について充実強化し、制度の改善を図ること。

ア 原子力発電施設の撤去完了までを見据えた制度の充実、平成28年度に創設された補助金や増額された交付金の対象事業や交付金額・期間への十分な配慮、運転停止中の算定の特例における十分な交付水準の確保を図ること。

イ 原子力発電所の長期停止等に伴う経済停滞に対し、独自の産業・雇用対策を実施するための交付金制度の充実を図ること。

ウ 地方公共団体の自主的・弾力的活用がより一層図られるよう見直すこと。

- (2) 令和3年3月に失効する「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」を期限延長するとともに、引き続き原子力発電所立地地域の振興を図るため、財政支援制度を拡充すること。
- (3) 令和2年度末をもって多くの発電施設が交付期限を迎える水力発電施設周辺地域交付金について、水力発電施設周辺自治体の持続的な発展と振興のために、交付期間の恒久化を図るとともに、交付単価及び最低保証額の引き上げ等の交付水準の改善を図ること。

〔一般提案〕

9 次世代エネルギーへの取組の推進

(経済産業省)

【理 由】

東日本大震災後、我が国のエネルギー政策が大きな転換点を迎え、エネルギー源としての石油や天然ガスなどの重要性が益々高まっているが、将来的に化石燃料の枯渇化や地球温暖化の進行等、エネルギー問題の深刻化が懸念される中で、水素エネルギーは、燃料電池自動車や家庭用の定置型燃料電池等のエネルギー源として、また再生可能エネルギーの効率的な活用を可能とするエネルギー貯蔵媒体として大きな期待が寄せられている。

国においては、第5次エネルギー基本計画で水素社会実現に向けた取組の抜本強化を掲げ、水素基本戦略に基づく実行を明記している。さらに、これらの目標達成を確実にするため、2019年3月に改訂された「水素・燃料電池戦略ロードマップ」では、燃料電池自動車や水素ステーション等のコスト削減に向けた具体的な目標を掲げ、取組みの加速化を図ることとしている。

中国地方においては、瀬戸内沿岸のコンビナートの水素製造能力は全国の約四分の一を占め、高い供給ポテンシャルを有しており、新たなエネルギーの供給拠点としての事業展開が期待されており、2013年6月には、中・四国、九州地方で初となる液化水素製造工場が周南コンビナート内で操業を開始するとともに、2015年8月には周南市に液化水素ステーションが設置され、2017年1月には鳥取市内に全国初となる、再生可能エネルギーを活用した水素ステーションと住宅、燃料電池自動車を一体整備した、水素エネルギー実証と環境教育の拠点を設置している。

こうした国の動きや瀬戸内沿岸のコンビナートが持つ高い優位性を活かし、水素供給システムや燃料電池の部素材等の研究開発を促進し、水素関連産業の育成を図るとともに、水素社会の実現に向けて水素を活用した地域づくりを進めていく必要がある。

また、こうした中、近年、我が国の周辺海域でメタンハイドレート等の海洋エネルギー資源の開発が注目されている。一次エネルギーのほとんどを海外に依存している我が国において、安全保障の観点からも国産エネルギー資源として大変重要である。

しかしながら、メタンハイドレートの開発は太平洋側を中心に進められている。また、石油や天然ガス等の受入施設等はその大半が太平洋側に集中しており、今後、想定される首都直下型などの巨大地震等により被災した場合は、産業や国民生活に計り知れない影響を及ぼすことが懸念される。

国においては、平成25年度から日本海側においても海洋調査が開始され、平成30年度には「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」が改定され、商業化に向けた工程表が初めて提示される中、令和2年度からは回収・生産技術の研究開発が始まるなど、本格調査・研究開発等に着手された。我が国のエネルギーの安定供給及び産業や経済の活性化などを図るため、その開発を一層加速化させる必要がある。

【提 案】

- 1 「水素ステーション」の設置及び運営に対する支援の継続実施
- 2 先導的な研究開発や新事業展開に対する支援
- 3 燃料電池自動車、バス、フォークリフトなどの導入加速支援
- 4 水素の供給や利用を促進するため、水素サプライチェーンの構築に対する支援策の構築
- 5 日本海沖におけるメタンハイドレートの開発に向けた本格的な資源調査及び回収・生産技術の研究開発の促進
 - (1) 日本海沖でのメタンハイドレートの商業化に向け、「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」に示す回収・生産技術の研究開発や海洋調査、環境影響評価等の各工程を着実に進め、資源量全体の推計について早急に明示するとともに海洋産出試験の令和5年度までの実施を目指すなど、開発を促進すること。

また、回収・生産技術の研究開発や海洋調査、環境影響評価等に当たっては、日本海側における知見・技術の活用や人材を育成する面から、地元の大学、中小企業等を積極的に活用し、地方創生に資するよう努めること。
 - (2) 日本海沖におけるメタンハイドレート等の開発に向けた回収・生産技術の研究開発や詳細な資源量把握に向けた海洋調査を推進するため、来年度予算においても調査費等を拡充すること。
 - (3) 大災害の発生時等におけるリダンダンシーの確保や、日本海国土軸の形成の視点も踏まえ、日本海における海洋エネルギー資源の開発に伴って必要となるエネルギー供給基地や広域ガスパイプラインの整備を推進すること。
 - (4) 資源の開発が行われる地元で、その供給によって生まれる利益が還流する仕組みづくりを検討すること。

〔一般提案〕

10 竹島の領土権の早期確立等

(内閣官房、内閣府、外務省、文部科学省)

【理 由】

竹島は歴史的にも国際法的にも、島根県隠岐郡隠岐の島町に属する我が国固有の領土である。

しかし、韓国はこれまで半世紀以上にわたって同島を不法に占拠し、排他的経済水域や漁業権などの我が国の主権が行使できない状況にしている上、最近では、竹島周辺海域での総合海洋科学基地建設計画など、竹島の実力支配の強化を図ろうとしている。

そうした中、平成24年8月には、韓国大統領が竹島へ上陸し、さらには、竹島周辺での防衛訓練や海洋調査、国会議員団の上陸など相次いで強行されている。

また、日韓両国政府間で排他的経済水域の境界画定交渉が継続されているが、竹島の取扱いを巡り両国の主張は平行線をたどっている。

領土問題は国家、国民にとって基本的な問題であり、国と国との外交交渉で平和的に解決されるべき事柄であるにもかかわらず、このような韓国側の度重なる動きは、我が国の国民感情を逆なでするものであり、極めて遺憾である。

また、外交交渉を進める背景として、竹島問題に関する国民の理解を深めるとともに、その解決に向けた意識の高揚を図ることが何より大切である。

特に、全国の小学生、中学生あるいは高校生が竹島問題について理解を深めることは国民世論の喚起のために極めて重要である。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

衆参両議院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議（平成24年8月）」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願（平成18年6月）」を踏まえ、次の事項について早期に具体化を図ること。

1 竹島の領土権の早期確立

竹島における施設建設などの最近の韓国の動きに対して、嚴重なる抗議を重ねるとともに、国際社会へ日本の立場を訴えること。また、国際司法裁判所への単独提訴を含め、領土権の早期確立に向けた外交交渉の新たな展開を図ること。

2 広報啓発・研究体制の強化

内閣官房 領土・主権対策企画調整室を中心に、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること。また、竹島に関する研究機関を設置するなど研究体制を強化し、調査や資料の収集・保存などを積極的に展開すること。さらに、竹島問題や国境離島に関する啓発施設を地元隠岐の島町に設置するとともに、

政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の日」の閣議決定を行うこと。

3 学校教育における指導の推進

平成29年3月及び平成30年3月に示された小学校・中学校・高等学校の新「学習指導要領」で初めて竹島に関する記述が取り上げられたことは大きな前進であるが、全国の子どもが竹島問題を正しく理解することは極めて重要であることから、児童生徒用教材や教師用指導資料の作成・配布等により、学校教育において、竹島問題を積極的に取り扱われるよう、取組を強めること。

〔一般提案〕

11 日本海における漁業秩序の確立

(外務省、農林水産省、国土交通省)

【理 由】

新日韓漁業協定の締結により、日韓暫定水域においては、韓国漁船の事実上の占拠状態が続き、我が国漁船が漁場を利用できない状態が続いており、我が国漁船の水揚げが大幅に減少するとともに、資源の悪化も招いている。

一方、日本海における我が国排他的経済水域内においては、平成28年漁期以降、日韓漁業交渉は相手国排他的経済水域内相互入漁での操業条件等の漁業交渉が妥結しておらず、相互入漁が中断状態にあるが、今後の政府間協議の結果次第では、相互入漁が再開される可能性がある。

なお、水産庁や海上保安庁の取締強化により、韓国漁船の違反操業は減少傾向にあるが、現在でも取締の目をかいくぐった違法漁具の設置等が散見されており、相互入漁が再開された場合、違反操業等が拡大し、我が国漁船の操業不能や漁具被害、水揚げの大幅な減少など甚大な損害を被るおそれがある。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 暫定水域の資源管理等の推進

竹島の領土権の確立により排他的経済水域の境界線が画定し、暫定水域が撤廃されるまでの間、両国政府の責任のもとで、日韓暫定水域の資源管理、操業ルールを確立し、日本海の包括的な資源管理と安全操業の確立を図ること。

2 我が国排他的経済水域内の操業秩序の確立

日本と韓国との漁業交渉が妥結し、相互入漁が再開された場合、日本海における我が国排他的経済水域において、韓国はえ縄漁船、まき網漁船及びいかつり漁船の重要漁場の占拠、我が国漁船への操業妨害等により、我が国漁業者が不利益を被ってきたことから、許可隻数の削減、操業規制の強化など必要な対策を講じるとともにバイかご、アナゴ筒、ズワイガニかご漁業の無許可操業を根絶すること。

3 取締の拡充強化

我が国漁業者の安全確保と外国漁船の違法操業に対応するため、我が国の領海、排他的経済水域における海上保安庁、水産庁の取締監視体制の一層の拡充強化を図ること。

4 韓国・中国等外国漁船操業対策事業の充実

韓国・中国漁船等の違反操業や投棄漁具が継続して確認されていることから、韓国・中国等外国漁船操業対策事業を安定的に実施するための基金の一層の充実を図

ること。

5 国直轄の漁場整備の推進

排他的経済水域の生産力を強化し、漁業経営の安定を図るため、まき網漁業の依存度が高いマアジ等を対象とする国直轄の漁場整備を推進すること。

〔一般提案〕

12 岩国基地関連対策の推進・充実

(総務省、外務省、財務省、防衛省)

【理 由】

基地周辺における地域住民の安全で平穏な生活を確保するためには、基地に起因する米軍構成員等による犯罪や航空機騒音の防止等の諸問題を改善し、地域住民の様々な不安が解消されるよう、実効性ある安心・安全対策の実施等関連対策の一層の推進・充実を図る必要がある。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 米軍構成員等による犯罪の防止対策の強化

米軍構成員等による犯罪を防止するため、米軍構成員等への再発防止策の徹底、基地外での詳細な居住状況の把握・防犯体制の強化、さらに日米地位協定の見直し等を含めた抜本的な対策を講じること。

2 騒音防止その他の安心・安全対策の推進

住民生活への影響が大きい夜間、早朝の飛行訓練の全面的禁止、住宅防音工事の対象拡大など航空機騒音の軽減・防止対策や航空機事故防止対策の充実等基地に起因する諸障害の改善に向けた実効性ある安心・安全対策の確保に引き続き最大限の努力をすること。

3 基地交付金及び調整交付金の充実

基地交付金について、固定資産税の代替的性格を考慮し、対象資産に対する固定資産税相当額を交付するとともに、交付資産の範囲を拡大すること。

また、調整交付金について、所要の財源措置を図ること。